

令和 7 年第 1 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 2 号

おいらせ町議会 令和7年第1回定例会記録

おいらせ町議会 令和7年第1回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和7年3月10日（月）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和7年3月10日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	令和7年3月10日 午後 4時11分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	14名			
欠 席 議 員	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳
	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸	教育委員会教育長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社会教育・体育課長	三 村 俊 介
	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監査委員事務局長	佐々木 拓 仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議案の題目	1 報告第 1 号	専決処分の報告について（神明橋橋梁補修工事請負契約の変更契約の締結について）		
	2 報告第 2 号	専決処分の報告について（いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について）		
	3 報告第 3 号	専決処分の報告について（いちょう公園体育館照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について）		
	4 承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度おいらせ町一般会計補正予算（第6号）について）		
	5 諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	6 議案第 1 号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	7 議案第 2 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	8 議案第 3 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	9 議案第 4 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	10 議案第 5 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	11 議案第 6 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	12 議案第 7 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	13 議案第 8 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	14 議案第 9 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	15 議案第 10 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	16 議案第 11 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	17 議案第 12 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	18 議案第 13 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	19 議案第 14 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	20 議案第 15 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	21 議案第 16 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	22 議案第 17 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	23 議案第 18 号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について		
	24 議案第 19 号	おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について		
	25 議案第 20 号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		
	26 議案第 21 号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について		

	27 議案第 2 2 号	おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	28 議案第 2 3 号	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	29 議案第 2 4 号	除雪グレーダ（3. 1 m級）購入契約の締結について
	30 議案第 2 5 号	いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の変更契約の締結について
	31 議案第 2 6 号	いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について
	32 議案第 2 7 号	町道の路線認定について
	33 議案第 2 8 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 7 号）について
	34 議案第 2 9 号	令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
	35 議案第 3 0 号	令和 6 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について
	36 議案第 3 1 号	令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
	37 議案第 3 2 号	令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について
	38 議案第 3 3 号	令和 6 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 4 号）について
	39 議案第 3 4 号	令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
	40 議案第 3 5 号	令和 7 年度おいらせ町一般会計予算について
	41 議案第 3 6 号	令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について
	42 議案第 3 7 号	令和 7 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について
	43 議案第 3 8 号	令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計予算について
	44 議案第 3 9 号	令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について
	45 議案第 4 0 号	令和 7 年度おいらせ町病院事業会計予算について
	46 議案第 4 1 号	令和 7 年度おいらせ町下水道事業会計予算について
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1 発委第 1 号	おいらせ町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令について
開 議	午前 1 0 時 0 0 分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。	
	1 3 番	川 口 弘 治 議 員
	1 4 番	西 館 芳 信 議 員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言 欠席報告 議事日程 報告	事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。 議会開会前に一般質問について若干ご説明申し上げます。 本日は、6人の一般質問が予定されております。 質問時間は、60分以内としております。制限時間の5分前には、次のように呼鈴を鳴らします。 また、60分に達しますと、次のようにベルを鳴らします。 このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願います。 それでは、修礼を行いますのでご起立願います。 礼。ご着席ください。
	松林議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前10時00分)
	松林議長	なお、9番、田中正一議員、10番、日野口和子議員は欠席であります。 また、1番、小向幸祐議員、2番、大浦陽子議員は遅れて来るとの連絡がっております。
	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 一般質問は、通告書により順に発言し、次の質問に入る際はその旨を告知し、発言してください。 おいらせ町議会会議規則第54条により「発言は簡明とし議題外にわたり範囲を超えてはならない」とされておりますので、改めてお知らせいたします。

一般質問	松林議長	日程第１、一般質問を行います。 抽せん順に発言を許します。 １席７番、澤上 訓議員の一般質問を許します。 ７番、澤上 訓議員。
質疑	７番 （澤上 訓君）	７番の澤上 訓です。 議長のお許しを得て、通告に従い、一問一答方式により一般質問をさせていただきます。 その前に、岩手県大船渡市における大規模火災により被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。一日でも早い安心安全な生活と、地域全体の復旧をお祈り申し上げたいと存じます。 それでは、一昨年から昨年にかけて、東北地方では熊の出没による人身被害が増えており、中には死亡する事件も何件か出てきております。熊による人身被害を防止するためには、まず熊と出会わない、熊を引き寄せない方法を心がけることが最も重要であると言われております。そのためには、まず熊の生態を知ることであると言われております。最近では人を恐れない里熊の出没や、２００４年以降、木の実が不作の年には人身被害が激増してきており、万が一を想定し、これまで以上に積極的な被害防止対策を講ずることが必要ではないかと考え、質問いたします。 それでは、大きい１番の質問をいたします。昨年の夏場における熊の出没騒動について、町の考えを聞きたいと思います。 （１）の二川目・一川目地区に現れた熊が、南下して本町地区に現れたという無線放送を聞いて、青森県内の八甲田山中で起きた事件や、秋田県で人間が熊に襲われ死亡するという事件がすぐ脳裏に浮かんでまいりました。私は、この地域にも現実として起こる可能性があるという事を考えさせられました。幸い何事もなく時は流れましたが、町の熊対策はどのようなになっているのかをお聞きしたいと思います。
答弁	松林議長 町長 （成田 隆君）	町長。 １席７番、澤上 訓議員のご質問にお答えします。 町の熊対策としては、町内で熊が目撃された際には、まずは防災行政無線とほっとスルメールで町民に注意喚起するとともに、警察

質疑		や猟友会とも連携して、現地の巡回を行い、熊の発見と周辺の警戒に努めております。 また、同時に教育委員会を通じて学校への対応を依頼する等、児童生徒の安全対策をお願いしております。 このほか、熊に遭遇した際の対処方法などについて、町広報紙やホームページにて注意喚起を行っております。 当町における熊の目撃は、これまで山林などで数回ありましたが、住宅地での出没は昨年が初めてであり、また、近隣市町村でも住宅地での出没が増えていることから、今後も関係機関との連携強化を図り、対応していきたいと考えております。 以上です。
	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓君)	分かりました。 私は冒頭で熊の生態を知ることが大事だと申しましたが、実際に町ではその生態について調べているのでしょうか。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	それでは、お答えいたします。 基本的には図鑑等で調べているわけではありませんが、それに詳しい猟友会の方々から、まず、その熊の発見等あれば、すぐ連絡して来ていただいて、アドバイスを求めるようにしています。 以上です。
	松林議長	7 番。
質疑	7 番 (澤上 訓君)	それでは、(2)の質問に入らせていただきます。 地域住民からは熊の出没以来、恐怖心と安全安心対策などの相談を受けましたが、今のところ、町では防災無線を通して住民に注意喚起を呼びかけてはいるんですけども、何事もなかったため、それだけで何か終わったような気がしております。具体的な対策方法を町民に周知徹底するべきと考えますけれども、町では熊対策のマニュアルを作成しているのでしょうか。

答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町の対策マニュアルにつきましては、行政の対応マニュアルは作成しておりますが、町独自の町民向け対策マニュアルは作成しておりません。 一方で、基本的に熊への対策はおおむね共通していることから、県が作成したマニュアルを参考に、対策方法をほっとスルメールや広報紙などでお知らせして、注意喚起を行っております。 以上です。
質疑	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓君)	ありがとうございます。 次に、(3) 本町地区においても、家庭菜園など行っている方々が沢山いて、熊の絶好の標的にされかねないと考えております。もし熊に出会ってしまった場合の対策について、どのような行動を取るべきかを町広報紙やホームページ、町内会長連絡会議等で徹底した安全対策の指導を行うべきと思っておりますが、どうお考えでしょうか。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 熊と遭遇した際の対策については、目撃情報を発信するほっとスルメールには毎回掲載しているほか、昨年の熊出没後、町広報紙とホームページに掲載して周知を図っております。 今年も熊が冬眠から目覚める時期に合わせ、町広報 4 月号へ掲載して、改めて注意喚起することとしております。 また、今後は町民に熊への注意を促すため、町内会等へも協力をお願いし、対策を講じていきたいと考えております。 以上です。
	松林議長	7 番。

質疑	7 番 (澤上 訓君)	全ての町民の命をまもるために、熊対策のためのノウハウを学習できるように、さらに広報紙及びホームページに掲載して、周知徹底を図るべきと考えております。 例えば、私も結構熊の生態とか、そういうのも調べながら見たんですけれども、もし熊に出会ってしまった場合、そういうときは、例えば、遠くに熊を見つけたら、後ずさりしながら静かに立ち去ることとか、それから、熊がこちらに気づいたら、あわてず静かにしていること。熊が近づいてきたら、熊の動きに注意しながらゆっくりと後退すること。熊は逃げるのを追う習性があるため、背中を見せて走ったり、大声を上げたり、攻撃したりしないこと。子熊の近くには必ず親熊がいるので、子熊を見ても決して近寄らないこと。市街地で熊を見つけたら、安全な場所に移動し、最寄りの市町村役場や警察署へ連絡することなど、これらのもし出会ってしまった場合のそのときには、広報紙やホームページに間隔を空けて何回も掲載し、熊に対する安心安全の行動のための知識を身につけていただくよう促すことが必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	それでは、お答えいたします。 まさしく澤上議員おっしゃるとおりだと思いますし、今、澤上議員がおっしゃられたこと、言葉は若干違いますが、同じような内容で4月号にも広報紙に掲載することにしておりますので、改めて周知を図りたいと思っております。 以上です。
質疑	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓君)	その1回だけじゃなくて、間隔空けて、再度また熊と出会った場合とか、そういう注意促すようなことを何回も連絡、町民にお知らせするほうが私は効果的であるのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。 次に、(4)青森県内でも、令和5年から6年にかけて、熊によ

		る人身被害が数多く見られました。例えば、令和５年には５月に大畑町で山菜取りをしていた７０代男性が頭部を負傷、６月、７月には弘前市で農作業中に６０代女性、７０代男性が手足の負傷等、約１０件相当の事故が起きております。令和６年には、深浦町で山菜取りの８０代男性が耳から顎にかけて負傷、６月２５日には青森市の八甲田山中においてツキノワグマに襲われたと見られる死亡事故が発生したことなど、約５件相当の事故が発生しており、ほとんどが６０代以上の高齢者が被害に遭っていることが分かりました。高齢者への山菜取りとか、いろんな趣味を持った方々への、やっぱりそういう方々が被害に遭ったりしているみたいですので、そういう高齢者への対策と、今後の具体的な取組をどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 高齢者への対策等につきましては、先ほども答弁したとおり、広報紙、ホームページの活用や町内会等の会合の際などに周知いただくことを考えております。 以上です。
質疑	松林議長 ７番 (澤上 訓君)	７番。 高齢者ですので、例えばホームページとか、そういうのというのはなかなか見る機会もない方々が多いと思うんですよ。ですから、できれば老人クラブであるとか、そういう集まりのときにですね、そこでやっぱりこういう注意を促すような、町が指導をしたほうが効果が出るんじゃないかなと思っております。 ですから、やっぱり山に行って、タケノコを欲しい、それからワラビが欲しいとか、そういう気持ちはもうすごい喜びにつながっていますので、そういう気持ちをそうですね、そごうなことではなくて、柔らかに、もし出会ったときはこうなさいというようなことの流れを教えておくことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 高齢者に限らず、山の中に入ってというのが一番危険なのかなとは思っておりますので、先ほど町長も申しましたとおり、まずは広報紙とホームページ、あと町内会の集まりとかを通じてチラシなんかを配って、町内会長さんからもその場で簡単に、基本的には複数人で山に入って、音が鳴る物をとかって、そういう部分で1点、2点の注意事項がありますので、その辺を再確認していただけるように、周知を図っていただけるようにしていきたいと思っております。 以上です。
質疑	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓君)	では次に、(5) 八戸市では、令和7年1月末から2月上旬にかけて、日計地区から市川地区、尻内地区に熊の出没があり、庁舎全部署で構成するクマ対策連絡会議を設置したと、2月7日のデーリー東北新聞に掲載されておりました。 おいらせ町においても、組織を挙げて対策するべきと思いますが、どうお考えでしょうか。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 熊対策としての庁内組織体制については、これまでも農林水産課を中心に、まちづくり防災課や学務課など、他課とも連携し対応してきましたが、熊の出没が増えて対応が難しくなることも考えられますので、八戸市からの情報をいただき、検討してみたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓君)	実は熊対策について少し勉強をさせていただきましたが、その際にすごい資料を見つけたので、この場をお借りして紹介したい

		なと思います。 ２００７年６月３０日に行われたマタギサミットｉｎ東京が開催され、当時、東北歴史博物館主任研究員であった村上一馬さんが弘前図書館に通い、弘前藩国日記を解読した貴重な内容が公開されました。 それによりますと、元禄９年、元禄ですから、江戸時代ですね。元禄９年５月２４日、青森市女３人がフキを取りに行き、１人が熊に連れ去られた。急ぎ戻り、村中の者とともに現場へ行くと、女性の死骸を熊が食っていた。熊を追い払ったが、また、元禄１６年６月５日、深浦町、娘２２歳が熊に食い殺された。死体は肩から肘までと、股の肉が食われていた。享保５年９月１４日つがる市、女子６歳が熊にかみ殺され、沖中野村、金田村などの５人が畑などで傷つけられたなど、ほんの一部ですが、この記録からツキノワグマが人を襲い、食べていたことが分かります。 私は、このような悲劇が我が町で起きてはいけないという思いを強く持ちました。ですから、町は熊対策についてもっと真剣に取り組んでほしいと思います。よろしくお願いします。
質疑	松林議長	答弁。
	７番 (澤上 訓君)	はい。
	松林議長	農林水産課長。
答弁	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 熊対策につきまして、これまでと同様といいますか、猟友会、警察と連携して、当然、町だけでは対処できないと思っていますので、いざとなれば当然駆除ということにもなろうかと思っていますので、その辺はこれまで以上に連携を深めて、対応していきたいと考えております。 以上です。
	松林議長	７番。
質疑	７番	皆さんもご存じのことだろうと思いますけれども、秋田県でのあ

答弁	(澤上 訓君)	の何ていうんですか、動物愛護の人たちがいろんなその意見を述べて、いじめているとか、虐待だとかって、そこで議論が行われましたよね。知事さんでしたかな、いや、その熊をじゃあ、送ってやるというような過激な発言に。しかし、この外で見ている方々にとれば、その熊は虐待されているとか、いじめられているとか、逆に見られていると思うんですけれども、しかし、内側では人が命を落としている。これはもう本当、生半可な言葉では出せなかった。だから、知事はああいう言葉を使ったのかなという気がしております。 もしよろしければ、町長さん、この熊のそういう何だっけ、動物愛護団体、そういう団体がそういうふうな意見を申し述べたときに、やっぱりどういう考え方でお話ししますか。もしよろしければ。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	大変難しい答弁になると思いますけれども、私も動物好きで、子供のときから現在まで約70年ぐらい、何かの動物はいます。しかし、家畜とまた野生動物とは扱いが全然違うと思いますので、常に私も家が山に囲まれているもので、キツネもタヌキも毎朝のように見えていますけれども、これらは人を見ると逃げるからいい。ただ、熊になったらどうだろうな、向かってこなければ、それはいいでしょうけれども、向かってこられれば、もう自分の命大切だから、反撃するか、勝つか、負けるかは別として、命を取る、けがさせる、そういうことは仕方ないのかなという気がしておりますしですね。 そういう実際に動物に関わっているもので、例えば、その動物保護団体ですか、その方々はどういう立場に置かれているのか、実際のこと知らないで、簡単に軽々には申しませんけれども、直接、実際現場にある日常生活の中で、そういう熊と遭遇する機会が多々ある人は、やはり追い払うか、変な話ですけれども、殺りく、殺傷するのか、あるいは自分たちは逃げても、家まで来られるとまずいと思うんで、立場立場によって考え方が違うと思うんで、一概にはどっちがいい、どっちが悪いとは言えませんが、私、おいらせ町に住んでいる者とすれば、危害を加えられるような場合であれば、殺傷するのも致し方ないのかなという考えは持っておりますけれども。 以上です。

質疑	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓君)	ありがとうございます。 やっぱりそのとき、そのときの対応ということになってくるとは思うんですけども、本当やはり襲われたというそういう声が聞こえると、やっぱり生半可では終わらないというのが熊の力ですよ、あの爪とかね。そういった大きい動物ですので、やっぱり住民の皆さんの安心安全を守っていただきたいものだなと思っております。 それでは、次に大きい 2 番に入ります。 国の進めるスーパーシティ構想について、質問したいと思います。 その前に、私、昨年、長野県の松本市のほうに研修で、議員研修で行かせてもらいまして、大変勉強になりました。全く私もゼロ、どっちかといえば、その情報がゼロの状態で行ったものですから、でも、町からこうして機会をいただいて、勉強させてもらうことができたということに深く感謝を申し上げたいと思います。 まず、(1) のおいらせ町において、国が進めるスーパーシティ構想を活用し、デジタル化を前提に行政の在り方そのものを見直す考えがないかを伺いたいと思います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 少し長くなりますけれども、少し詳しくお話しますので、ご理解いただきたいと思います。 スーパーシティは、A I やビッグデータ等の未来技術を活用することで、生活の中の困り事の解決を図り、よりよい未来社会を実現することを目指し、データの利活用と規制制度改革を推進し、暮らしを支える様々な最先端サービスを地域に社会実装していく取組であります。 一例として、ドローンを用いた買物の配送や、マイナンバーなどを活用したデータ連携による健康医療サービスなどがあります。 議員が提案するスーパーシティ構想を実現するとなると、正直なところ、難しさを感じております。 このようなことから、町としては、住民サービスの向上や業務の

質疑	松林議長	効率化などといった点を踏まえ、取組しやすい今、今、でき得るデジタル化を進めていくことが大事なことだと考えております。 以上です。
	7 番 (澤上 訓君)	7 番。 確かにそうだと思います。 非常に難しさが結構ありまして、でも、ただちょっと一歩足を進めれば、住民のためになる、そういうものにつながりますので、そのところは検討しながらですね、今後にぜひ A I、そういったものを、デジタル化を進めていただければと思います。 次に、(2) 行政機関内部から、紙の申請書類をシステムにデータ入力する作業を効率化したいとか、受付・承認・書類作成を限られた人数で対応しているため利用者を待たせてしまう、あるいは書類の印刷やファイリング・保管に手間がかかるなどの声が上がった経緯はなかったのか、お伺いします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 デジタル化により、デジタルデータとして保存することで、検索や共有が容易になりますし、物理的な保管スペースも不要となります。これにより業務効率が向上し、コスト削減も実現できるものと認識しております。 しかしながら、これまでの書類やファイル等の処分に保存期限が定められていること、またファイリングのルールが統一されていないことから、一気に解消することは難しく、デジタル化に向けて徐々に整理していくことが必要であります。 デジタル化で便利になる一方、整理が伴い、すぐに移行できない現状であるため、書類の印刷やファイリング、ほかに手間がかかると感じている職員はほとんどではないかと思っております。 以上です。
	松林議長	7 番。

質疑	7 番 (澤上 訓君)	現実的には、内部からもやっぱりそういう声上がる機会がある ということだと思います。
	松林議長	課長会議とか、そうじゃなければ何か各それぞれの部署の中での 声だとか、そういったものというのはどういうものでしょうか。
答弁	政策推進課長 (田中貴重君)	政策推進課長。 それでは、お答えをいたします。 町では、平成 5 年 3 月に策定したおいらせ町 D X 推進方針という ふうなものがございまして、それに基づいて令和 7 年度末、令和 8 年 3 月まで、この目標方針に従って進めていくということで、住民 サービスのデジタル化とか、あと行政事務の D X とか、地域のデジ タル化といった項目について、方針を決めて取り組んでおります。 その中で、今言った課題等について各部署から出るのであれば、 それを検討して、検証していくということになるかと思えますけ れども、何せ、今、始めたばかりでございますので、なかなかいろ んな内容、課題を吸い上げていけないということでございます ので、これからデジタル化に向けた取組を一層進めていかなくは いけないなと感じているところであります。 以上であります。
	松林議長	7 番。
質疑	7 番 (澤上 訓君)	ありがとうございます。 次に、(3) 住民や会社関係から、申請・届出用紙の入手が不要 になり、自治体への移動や待ち時間を節約できる方法はないかとか、 夜間・休日などを気にせず、24 時間いつでもウェブから手続でき るようにならないか、あるいはスマートフォンやタブレットを使用 して、自宅やオフィスなど、どこからでも手続できる方法はないか などの相談を受けたことがなかったかをお伺いします。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 議員ご質問の趣旨については、デジタル申請という意味と捉えま

質疑	松林議長 7 番 (澤上 訓君)	すが、一般的にスマートフォン及びタブレットを活用することで、利用者はいつでもどこでも必要な情報にアクセスし、申請手続やサービスを利用できるようになるとされております。 現在、利用者が窓口で手続がより迅速かつ効率的に行えるように手続をする、書かない窓口や待たない窓口といった従来の紙ベースの申請書を廃止し、デジタル申請の導入を検討する自治体が増えてきている中で、さらに進んで利用者が自宅や外出先からオンラインで手続を行うことができる、行かない窓口に取り組む自治体も増えつつあります。 今後、当町としても、申請業務の効率化により、職員の業務負担の軽減等、利用者サービスと利便性向上のため、先進自治体の動向を踏まえ、取り組んでいきたいと考えております。 なお、これまで手続などで相談を受けたことはないものと認識しております。 以上です。 7 番。 住民からの直接な声というのは、まだそんなに出ていないということですね。 本当はそう思っていて、いや、役場に行くのも時間があれだし、行けば行ったで時間が待たされるし、いや何とか簡単な方法でとかというのは、心の中には本当はあると思うんですけども、それらをうまく解決してあげるようなことに進むことができれば、非常に効率的なことになるんじゃないのかなと思っております。 それでは次に、(4) 最近、役場内でも会議の出欠確認のため、QR コードを読み込んで連絡する方法などを取り入れている課があると思いますが、住民の日常にデジタル化が溶け込むような機会が増えているのは確実であります。今後、デジタル化は行政が取り組んでいく大きな課題になると考えておりますが、町の考え方をお聞きしたいと思います。 町長。 お答えします。
答弁	町長	

質疑	(成田 隆君)	役場内において、会議等の通知や連絡にQRコードや専用アプリを活用している所管課は数課にとどまり、活用は限定的となっております。活用するメリットとして、確認作業が軽減され、効率的に出席者の管理が行えることや、迅速かつ効率的な情報伝達が可能になり、郵送コストの削減にもつながるとされております。 次に、デジタル化を進めていく中で考えられる課題としては、高齢者をはじめとした方へのサポートや、スマートフォンなどを持たない方へのデジタルデバイスへの対応と、それを推進していく人材の育成と確保が課題であると考えております。 以上です。
	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓君)	ありがとうございます。 高齢者に関してはそんなに、徐々に高齢者もスマホとか、そういうのを持っていますので、これから徐々に出てくると思うんですけれども、まず、そういう若い世代とか、働き盛りのちょうど40代、40代から50代かな、その辺の方々にはやっぱりすんなりともうデジタル化は進んでいけば、逆に自分たちには有利な使い方ができるのではないのかなと思っております。 いや私はこの間、総務課にも大変申し訳なかったんですけども、QRコードで出席とやったつもりだったのが届いていなくて、後から言われてですね、電話で出席するという、そういう状況になりました。そういうことが、1回、2回、3回ぐらいあっても、まずそういうデジタル化になるということは非常に町民のためにも非常に有効な活用方法がありますので、何とか努力をしていただければなと思っております。 以上をもちまして、私の一般質問を終了したいと思います。 当局の真摯なる答弁をいただき、誠にありがとうございました。
	松林議長	これで7番、澤上 訓議員の一般質問を終わります。 3番、小笠原議員、40分ぐらい見れば終わる予定ですか。終わる予定。分かりました。 引き続き一般質問を行います。 議席3番、小笠原伸也議員の一般質問を許します。

質疑	3 番 (小笠原伸也君)	3 番、小笠原議員。 3 番、小笠原伸也です。よろしくお願いいたします。 通告に従いまして、一般質問させていただきます。 質問の前にですね、本日の私の一般質問は、昨年の 1 2 月に実施されております第 2 回町内会長連絡会議に出された町内会からの要望で、街灯設置のお願い、その件が却下された件に起因しております。そして、私の一般質問は、おいらせ町町民憲章と議会の町長の所信表明とも合致していると考えております。ですので、本日一般質問させていただいてですね、再考していただきたいと強く願うものでございます。 町長の所信表明はこれ町民の期待に応じてあり、おいらせ町町民憲章の流れをくんだ、町政の着実な令和 7 年度推進ですね、町政の着実な推進を進めたいという力強い町長の意気込み、これを感じております。 特に文言、フレーズの中に、安全で安心できるまちづくり、奥入瀬川沿いの堤防、自然道等のインフラ整備をする、各課に指示を出したというもので、今日の私の一般質問と大変合致するものでございます。 さて、私たちは町の式典があるたびに、おいらせ町町民憲章を唱えております。おいらせ町表彰授与式とかありますけれども、この裏表紙においらせ町町民憲章しっかりと載ってありまして、町の主な行事で必ず唱和している、唱えているものでございます。おいらせ町をよくしたい、町民の強い願いと誓いが集約されたものと存じております。 前章におきまして、私たちは、大海にそそぐ云々と続いておりまして、本文でも 5 項目、努力目標が載せてありますけれども、一つとして「手を取り合い、安全で住みよいまちをつくりましょう」ということで、町民憲章、大変意味のある憲章と思っております。この町民憲章は形だけにとどまらず、具体性を持ってですね、進めるべきだという、そう考えております。 それでは、一般質問のほうに入らせていただきます。 1 番、桜堤の街灯について。 おいらせ町町民憲章に「私たちは、大海にそそぐ奥入瀬の清流と緑の平野に育まれたおいらせ町民です」とあります。町の象徴にな
-----------	-------------------------	--

答弁	松林議長	っている奥入瀬川の岸に沿って、しもだサーモンパークから、おいらせ病院方向へ向けて、約３キロメートルの桜堤があります。車道や歩道、あずまや、ベンチを置いた公園機能を兼ねた町民の憩いの場所となっております。自動車のほかに、散歩や自転車通勤の社会人、自転車通学の高校生が多く、子供から高齢者まで幅広く利用しております。 （１）この桜堤の開明橋付近から、おいらせ病院方面へと続く歩道は、ＬＥＤ街灯の数が少ない。さらに桜の枝や葉により、ＬＥＤ街灯の光が遮断されて暗い。町民が事故や犯罪に遭うかもしれないという不安感を抱かずに通行できる道路整備は必要である。改善できないか伺います。
	町長 (成田 隆君)	町長。 まずもって、町民憲章に触れてもらいまして、ありがとうございます。 ただ、町民憲章はいつ制定されたか、ちょっといきさつは分からないので、後で調べて、また何かの機会にお知らせします。 議席３番、小笠原伸也議員のご質問にお答えします。 ご指摘の桜堤の区間の街灯設置数については、これまでは特に少ないという認識ではおりませんでした。また、桜の枝や葉が生い茂り、街灯を遮断するということについては、桜堤の管理の中で、遮光しないように枝払いをしていきたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	３番。
	３番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 ＬＥＤの街灯がついておるんですが、これは車道用なのか、歩道用なのか、お聞きしたいと思います。
答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長	小笠原議員にお答えします。 こちらのほうは、私どものつけている街灯という部分でいくと、

質疑	(久保田優治君)	桜堤はいわゆる道路というよりは堤防を利用した憩いの場、いわゆる公園みたいなものですので、こちらのほうは遊歩道向けと、車道の間を認識できる程度の公園街灯だという位置づけで考えております。
	松林議長	以上です。
	3 番 (小笠原伸也君)	3 番。 ありがとうございます。 奥入瀬川を挟みまして、兩岸にＬＥＤ街灯がついているということなんですね。片方と数が違うわけなんですよ。あれどうしても町民の方見てね、どうして数が違うのかなって、そこから出ているかと思うんですよ、この疑問がですね。同じ数にしたらいいんじゃないかなという、そういったことで、こういった町内会議の連絡会議にも出ているかと思うんですね。
答弁		で、再質問になるんですが、もしその桜堤のＬＥＤ電球がどっかが切れたり、壊れてしまったら、これはその故障したＬＥＤの修理代金とかって、これどこが払うんでしょうか。
	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	お答えします。 修理が必要であれば、町で設置しているものですので、町のほうで修繕１００％対応します。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 町で１００％でＬＥＤ電球を修理するということで、これちなみにＬＥＤ電球１灯当たりというか、１基という数え方になるのか、あれですが、お値段はこれは幾らなんでしょうか。設置工事代金も入るかと思うんですけども、参考までにお聞きしたいんですが。
	松林議長	まちづくり防災課長。

答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	お答えします。 設置形態によって変わってくるんですけども、丸々電柱ごと、街灯用の電柱も設置した場合は、大体業者さんにもよるんですけども、十五、六万円、新規新設で。電球の灯具を、例えば電力さんとか、N T Tの柱に添架する場合であれば、七、八万円程度という感じで認識はしております。 あと、いいですか。
	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 電柱ごとということであれば、十五、六万円というお話でした。 電柱はあるんですよね、その桜堤に。何もついていない電柱があるわけですよ。だから、L E D だけあればよしということで、多分これその十五、六万円の半額ぐらいで済むんじゃないかと思うんですけども、1 灯、1 基当たりですね、L E D が 1 灯、1 基当たり、そんな感じかなと思うんであります。 これ寄贈灯って、毎年役場さんで寄贈灯があるから、業者から寄贈灯あるから、何か希望の町内会ありますかって、取付け希望ありますかということが毎年のように出ているわけですけども、これ街灯って何か寄贈灯しかつけれないという、決まりか何かあるんでしょうか。予算つけて役場で寄贈灯以外もつけるよという、そういうケースはないんでしょうか、お聞きしたいと思います。
答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	お答えします。 寄贈灯と町内会が設置する街灯と 2 種類ありまして、寄贈灯については昔は多いときもありましたが、現在は三沢の電気事業組合さんからだけ、令和 6 年度の実績でいきますと、6 基寄贈されております。そちらのほうを無料で設置する代わりに、電力関係の組合ですの、東北電力の電柱につける場合に限り無料でつけますよという 6 基の寄贈ですので、そちらのほうは人気が高くてですね、やっぱり町内会負担もないものですから、希望に沿えない場合もあるんですけども、希望を取った中で優先順位をつけて。仮に遅れて、

質疑	松林議長	そこが採択できない町内会があれば、翌年度に繰り越すなどして、なるべくかなえるようにはしております。 一方で、町内会と折半で町内会に補助金をあげて、町内会が必要な街灯整備という部分にも、2分の1補助で対応しております。 以上です。
	3 番 (小笠原伸也君)	3 番。 ありがとうございます。 そうすると、寄贈灯が6基あると、そのほかは町内会で半分費用出せばつけますよということ。 ここの桜堤は、これは町内会でつける場所なんでしょうか、お聞きしたいと思います。
答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	お答えします。 今現在ついている街灯については、桜堤の遊歩道用として必要最小限、町で設置したものですので、町内会負担はないと考えております。 ただ、増設等の要望につきましては、内容によりまして、折半でやればなという回答は、議員最初に冒頭おっしゃいました町内会連絡会議で、却下したわけではなくて、一緒にやりましょうということで、安全で住みよいまちを手を取り合ってやりましょうという回答をしております。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	分かりました。 次の(2)番の質問にも関わってくるので、(2)番のほうに進んでいきたいと思います。 おいらせ町防犯灯設置管理要綱第4条第2項では、「防犯灯の設置間隔は、50メートル以上とする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りではない」と定められているが、秋堂コミュニテ

		イセセンター側から開明橋を南へ渡り、下田駅へ向かう三田地区側の河川堤は、歩道や桜並木がないにもかかわらず、２２メートル置きにＬＥＤ街灯が数多く設置され、明るい。この特例措置の根拠をお伺いしたいと思います。 また、対岸にある桜堤も同様に２２メートル置きにＬＥＤ街灯を設置して明るくできないものか、再度になりますが、お聞きしたいと思います。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 三田地区の河川堤防道路は桜堤としての整備は行われず、遊歩道もない道であります。議員ご指摘のとおり、高校生や車も通る道であり、冬場には吹きだまりや除雪で堤防の道幅が確認しづらく、危険であるとの要望などを受け、平成１６年、１７年の２か年で、当時の旧下田町において、東北電力等からの寄附、寄贈街灯及び防犯灯のうち２２基が設置され、その後のＬＥＤ化の前身となっております。設置間隔が短くなった詳しい経緯は残された資料もなく、確認できませんでした。 なお、対岸の桜堤は遊歩道もあり、車道やのり面との境界が確認できることから、現時点では新たにＬＥＤ街灯を設置する考えは持っていないことをお知らせしておきます。 以上です。
質疑	松林議長 ３番 (小笠原伸也君)	３番。 ありがとうございます。 重要性からいったらですね、これ逆だと思うんですよ。あのおいらせ憲章で奥入瀬川の桜堤とか、桜の木なんですよ、これ。おいらせ町の木なんですよ、これは、桜の花ですね。そちらのほうをちょっと予算かけてね、明るくするべきだと思うんですね。２２メートル置きに、なぜか分からないけれども平成１６年につけた経緯があるということで、じゃ、そっち取って暗くするとか、何かとにかく同じにするべき、もしくは桜堤のほうを強調して、もっと整備するべきじゃないかなと逆に思うんですが、いかがでしょうか。

答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	三田側の堤防のほうの街灯を間引きして、桜堤のほうに移設というんですか、そうしたらどうかという提案のようですけども、ちょっと間引いてということになると、三田町内会さんともお話ししないとですね、そちらのほうは一概には言えないのかなと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	3 番です。 とにかく夜が特に不安だということですので、やっぱりこのLEDに関しては素早く対応して、町内会長の集まりですね、あのみなくる館に100名も集まって、その中の資料に出ているわけですから、何か重要視して考えるべきだと思うんですね。 で、あれです。その町内12月のですね、昨年12月のみなくる館で実施された町内会長の集まりのまちづくり防災課の回答なんですけれども、これ見ると、2、4、回答で4行目、住家が密集していない地域では、原則として節電のため、設置間隔を広げて整備しております、そのことをご了承くださいとかとあってですね、これどう了解すればいいのかがさっぱり意味が分からないんですが、いかがでしょうか。
答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	お答えします。 12月の町内会長会議の資料の中での確認ということですけども、文字どおり住家が密集しているところでいくと、やっぱり日陰になったりするところが多いということで、見通しは別としても、人が通る部分が多いということで、設置感覚を広げるという表現がいいか、悪いかは別としても、ある程度民家が集中しているところには街灯がそれなりの感覚で必要だし、電柱等も均等に大体設置されているので、設置もしやすいということでの表現です。

質疑		一方で、住家が密集していないところについては、ある程度間隔を広げてというのは、そのとおりある程度見通しがよくて、次の街灯がもう見えている状況、仮に１００メートル、５０メートルだとしても、次の街灯が見えるということで、それなりの安全性が保たれるという解釈だと思っております。 以上です。
	松林議長	３番。
	３番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 で、三田側のあの堤ですね、土手、簡単に土手、土手というわけですけれども、住家がないんですよ、１軒も。なのに、条項では５０メートル間隔でつけるね、町長さんのその特別の配慮がなければ、５０メートルだよって謳っていて、住家もないところが、さらに狭めて２２メートル間隔でついているんですよ。ここ、これ整合性が取れていないんじゃないんですか。これすぐ直すかですね、あの住民の方はこれ何であっただけ明るいので、あのたくさんの方思っているわけですよ、これ。どう説明されるわけですか、お聞きしたいと思います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	大変、小笠原議員におかれましては、公平でないというご意見だと思いますけれども、実は先ほども答弁しましたけれども、旧下田町、私、町長でない時代ですから、よく分かりませんが、特に当時は子供さんも多かったものでですね、あの地区、百石、旧百石のほうから下田駅に通うお子さん方、高校生の方々も多数あったと思います。そういう部分で、あの辺冬だと見通し悪いというんですか、吹きだまり今より雪も多かったしですね、そういうこともあって、旧下田の人たちが配慮した部分があったのかなという気がしておりますけれども、その当時、旧百石町のほうはどうだったかもよく分かりませんが、私想定するに、そのような気がしておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。
	松林議長	今、町長の答弁で理解できますか、できませんか。３番。

質疑	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 という町長の答弁いただきました。ということであれば、すぐこれは改善すると捉えてよろしいのでしょうか。旧下田と旧百石の時代の 20 年前の話ということであれば、今はもうおいらせ町になっているので、そこはもう統一して考えるという、そういう理解でよろしいですか。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 今、小笠原議員質問されていること、今ある旧下田でつけたものを 1 つずつ外して、こっち側に移されないかというご意見ですか。新たにというご意見ですか。 ああ、それは、だから先ほど 1 回目ですか、答弁したとおり、今のところは大体町内会で要望した部分には何というんですか、まだついて対応していない部分は優先的にしなければならないんで、現在ついている部分に、改めてその中間に、町長の特例によって 1 つずつ挟んでつけろというのはなかなか難しいと思います。 また、旧下田で設定したものを抜いて新たに移動するとなると、新設するよりも経費がかかると思うので、それも難しいのかなと考えております。 以上です。
	松林議長	3 番。
質疑	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 もう最後、もう町長からお話しいただいたので、ここで終わりにしたいと思いますが、あれです、あそこのところはね、町長からお話もありましたけれども、駅に通勤するとか、通学するとか、散歩の人、たくさんの人結構通っております。女子高校生なんか、朝早く出発して帰り、高校生ですからね、帰り遅いんだろうなと思って見ておりますが、本当何もないことを祈っていくのがいいのか、町ですぐここは取りかかっていくのか、そこをちょっと私も見守ってこれいきたいと思いますし、町内から出された、あの要望をこれ

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	このまんまにしておく、と、がっかりする町民が増えるんじゃないかと。せっかく町長が一生懸命これまで取り組んできて、おいらせ町のためにいろいろ行政対策、対応をされている中で、このLEDの街灯で暗いということの改善をしないで、ずっと放っておくというの、私ね、非常に残念だなと。期待をしておりますので、もう即刻改善して、各課に何か町長のね、所信表明もありましたけれども、各課に指示を出したと。これどういう指示を出したのか、期待して見ていきたいと思いますので、ひとつお願いしたいなと思います。 続きまして、2番のデマンド型乗合バス「おいらバス」について、質問させていただきます。 令和4年4月1日より、おいらせ町はおいらバスを運行しております。岩手県紫波町を参考にした行政サービスで、町民バスよりも自由度が高く、便利なサービスとしております。 そのことを踏まえ、おいらバスについて質問していきたいと思います。 (1) おいらせ町地域公共交通会議が定期的に行われているようです。 アとして、令和5年度第3回、令和6年1月29日開催、おいらせ町地域公共交通会議会議録では、「おいらバスの収支状況は、経常赤字2,000万円のうち1,000万円が国に補助金が充てられていて、町が1,000万円程度の支出をして運行しているということで理解していいですね」「そうなります」とあります。 一方、令和5年度おいらせ町決算報告書では、主要施策の成果44ページに、おいらバスの実質的費用額1,952万4,300円とあります。 どちらの費用金額が正しいのか、お伺いします。 町長。 お答えします。 議員ご質問のおいらバスの費用金額についてであります。地域公共交通会議における報告案件と主要施策の成果報告書では、集計期間と集計対象費用が異なります。 地域公共交通会議では、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの公共交通の維持に係る国庫補助金の算定方法による期間
-----------	-----------------------------------	---

		となります。 一方、決算の主要施策の成果では、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの委託費をベースに、費用金額を算定しております。 そのため算定期間により費用金額に差異が生じていること、また、議事録において会議中、分かりやすく数値及び補助率を伝えるため、丸めて発言していることをご理解いただきたいと思います。 なお、町が持ち出す実質的費用になりますが、主要施策の成果にあるとおり１，９５２万４，３００円となります。 以上です。
質疑	松林議長 ３番 (小笠原伸也君)	３番。 ありがとうございました。 そうすると、実質的費用額は１，９５２万４，３００円。実質的費用額ですから、これはもう早い話が、赤字が１，９００万円ということで理解していきたいと思いますし、役場担当の方もね、ありますけれども、これは町の投資だよと、町で投資しているんだという見方もあるようですから、そのような捉え方。とにかく町で支出している金額ということで、理解したいと思います。 次、イのほうに行きたいと思います。 決算報告書から見て、５年ほどで赤字額が１億円であります。よって、町民ニーズに応え、利用者を増やし、経常収支の赤字幅を抑えることが重要であります。 そこで、おいらバスに関するアンケート結果から、最近の町民の主な反応はどうか、伺います。 また、アンケート調査の時期と回数、調査方法を伺いたと思います。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 アンケート調査は町の総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に伴い、公共交通に対する満足度を図る目的で調査を実施しております。

質疑		最近の調査は、令和6年10月から11月にかけて、無作為に抽出した18歳以上の町民1,000人を対象にアンケート調査を実施し、アンケート結果から、公共交通に不満を感じている割合は14.6%、令和4年8月から9月に実施した後期基本計画時の調査結果の19.1%から比較してみますと、周知、改善されているものと感じております。 なお、議員ご質問のおいらバスに関する個別アンケートについては行っておりません。 以上です。
	松林議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 改善されてきているのかなというお話であります。 で、あれですね、乗客に、乗っている方に、おいらバスの乗客に直接アンケート用紙配るなり、もしくは役場のその担当者の方が助手席に乗って、1日ちょっと様子見たり、そういった生の乗客の方の何か聞く機会というのは実施していないということですか、これ。町から1年間に2,000万円近く、これ出しているんですよ、これ。2,000万円赤字出している。大変なこれ施策なんですよ、町の重要施策。いかがでしょうか、直接乗っている方に聞くというアンケート、これを実施しないかどうか、お聞きしたいと思います。
答弁	松林議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (田中貴重君)	それでは、小笠原議員の質問にお答えします。 先ほど来、赤字という言葉が聞いておりますけれども、担当者、財政投資だということ、私もまさにそのとおりだと思っております。 公共交通の赤字は単なる財政課題として考えるのではなくて、社会全体に対する投資として評価することが私は重要だと考えております。 バスは経済活動支援、例えば、通学とか、先ほど言っている通学とか、買物、病院へのアクセスなど、日常生活に重要であると考えております。また、高齢者や障害者の弱者対策についても、社会参加ができるということで重要なことと考えております。

		なので、私とすると、今おっしゃっている赤字という部分はなじまないと思っております。 それで、お答えいたします。 まず、生の声の話でございますけれども、確かに住民に直接アンケート用紙を渡すということになると、乗車の関係で煩雑になりますし、ちょっとこれはあり得ないなと思っております。 また、担当者が同乗するということはあるかもしれませんが、私たちとしては、運転手からの話とか、場合によってはその運行会社に行って、運行会社のデータを基に、それから把握する情報をうちのほうとして捉えております。なので、先般も運行会社のほうに行って、電話交換手とか、あとはパソコンのＡＩとか、そういうものを確認して、できるだけ改善できるように努めておりますので、決してやっていないということではなくて、あくまでもうちのほうで把握できる、改善できるものは、うちのほうで確認しているということで、ご理解いただければなと思っております。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 これ乗り合いバスなんですよ。1 人乗りの割合と、2 人以上の乗っているお客さんの割合みたいなものは、把握されていますか。
答弁	松林議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (田中貴重君)	大変申し訳ございません。 その質問あると思ってデータを用意したんですけれども、ちょっと今探せないの、後刻、報告をさせていただきます。大変申し訳ございません。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 これも 1 人で運行する、あと 2 人、3 人、同じ場所に運行する場合だと、燃料代が浮いてくるわけですよ。そうすると経費が浮く

		ので、さっきの実質的費用が減る可能性が出てくるわけですね。だから、そこを把握してやるべきだと。 参考までに、これ新聞に2月4日、三沢市のデマンド型乗り合いタクシーの件が新聞に載ってありました。これデリーだと思いましたが、運行した1,406台のうち、1人のための運行が608台、1人乗りが4割を占めたというんですね。だから、ここ1人で動かすのは、これ改善すべきだという新聞内容になっております。 だから、そこを把握して、何か乗り合いバスなんだから、何かそこを考えて運行しないとですね、どんどんどんどん経費が膨らむということになるかと思うんですね。ということで、次の質問に行きたいと思います。 (2) 番、おいらバスの予約方法について。 ア、スマートフォンからの予約は、現在、おいらせ町公共交通ガイドブックに記載されている予約専用サイトQRコードを利用し、新規登録しなければならない。スマートフォンから直接予約できるように改良しないか、伺います。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 おいらバスの予約方法についてですが、現在、スマートフォンから専用予約サイトにアクセスすることにより、画面に表示された内容に必要な事項を入力することで、予約することができます。 そのほか、町ホームページからは、専用予約サイトにリンクすることで、ウェブサイトですべての予約が可能となっています。また、その画面上には電話番号が表示されていますので、電話番号をタップすることで、電話をかけることができるタップコールの活用も可能となっております。 以上です。
質疑	松林議長 3 番 (小笠原伸也君)	3 番。 ありがとうございます。様々改良されてきているということで、迅速な対応ありがとうございます。

答弁	松林議長	何かつい最近ですね、私もこれもう1回スマートフォンでおいらバス見てみたら、予約しやすいようにボタンが設定されております。改良されたと思っております。役場さんの迅速な対応、ありがとうございます。 そうですね、次の質問とも関連してくるので、イのほうに行きたいと思います。 スマートフォンからの予約入力画面は、岩手県紫波町と全く同じである。これ紫波町をおいらせ町に何か変えたぐらいの予約画面になっているんですね。おいらせ町独自に入力画面を工夫し、生年月日や町内会名、アンケートの項目等を追加すれば、利用者が分析可能になり、今よりさらにサービスの向上につながる。予約入力画面を改良して、利用者を増やす取組をしないか、伺いたいと思います。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 ご質問のとおり、当町のおいらバスは、岩手県紫波町で運行されているしわまる号を、先行事例として参考にしています。そのため、運行に必要なA I オンデマンド配車システムについても、紫波町と同じ企業が提供するシステムを利用しています。同システムは完成されたパッケージ版として提供されているものであり、利用する自治体においてカスタマイズするには、別途費用などが生じると考えられます。 現在、おいらバスの配車システムについては受託事業者がシステム提供事業者と契約しているものであり、カスタマイズについては受託事業者を通じまして、改良費用等を調査の上、適宜検討をしていきたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 紫波町と全く同じになっているんですね。だから、これをやっぱりおいらせ町独自に、ここは投資をして変えていく。そのことによって、あれです、若者がたくさん使うかもしれないんですよ。

答弁	松林議長	で、あれです、これスマートフォンから、そもそも電話とスマートフォンで予約できるんですよね。何対何の割合になっておりますか。おいらバスを申し込む際、スマートフォンが何割、電話が何割、どうなっておりますか。 政策推進課長。
	政策推進課長 (田中貴重君)	まず先にですね、さきの乗り合いと1人乗りの割合についてお答えいたします。 令和5年のデータですと、乗り合いが1万5,071人、単独が1万614人で、割合的には4対6、乗り合いのほうが多いという数字になります。 次に、ただいまの質問であります。 スマートフォンとスマートフォンからのウェブの予約と電話についてでございます。こちらについては、うちのほうで集計した中では、スマートフォン、電話、3対7、2月の集計で、スマホでは513件、電話では1,278件の数値で、割合的には3対7という形になります。 以上です。
質疑	松林議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 3対7ということで、スマートフォンが3、ほとんど電話で予約しているということになっております。電話で予約ができる、タクシーみたいな使い方をされる人が多いんだと思うんですよね。で、改良すれば、スマートフォンから気軽にぱっと予約する方が増えるんじゃないかな。そうすることによって、乗車率が上がる可能性があるわけですよね。そういったことで、何とか2,000万円のところを減らしていくということが必要であろうと感じるところです。 ところで、500円という料金設定、これはどこから500円って出たんでしょうか。お聞きしたいと思います。
	松林議長	政策推進課長。

答弁	政策推進課長 (田中貴重君)	それでは、料金設定についてお答えします。 当時のことで決定したということで考えておりますので、今現在と若干異なるということでご理解いただきたいと思います。 当時おいらバスの運賃設定において、青森県内のタクシー初乗り運賃1キロメートル670円だったそうです。それと、JA共済が算出している自家用車の年間の維持費用の目安である、普通自動車の1日当たりの損料、1,375円を超えない範囲で決定したとなっております。 あと、やはり支払いやすい金額ということで、議論を経て、その金額に決定しているものと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 そうすると、これ現在と合わない料金設定と考えていいんでしょうか。現在はタクシーの初乗り料金も変わってきているし、ガソリン代も高くなっていて、利用者が幾ら増えても、経費はかかっているのであれば、これはおいらバス動かせば動かすほど経費が、2,000万円が今度3,000万円に向かっていく可能性もあろうかと思うんですね。料金設定はこれは変えないでいく、4年目も変えないでいくんでしょうか、お聞きします。
	松林議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長 (田中貴重君)	おいらバスの金額については、利用しやすい金額を設定していると認識しております。これを上げることによって、逆に利用者が減る、使いにくくなるという不便さを感じる住民も出てくると思っておりますので、あくまでも今の契約期間、5年間の契約となっておりますので、その間に見直すかもしれないということで考えております。 なお、赤字となっておりますけれども、逆に赤字ではなくて、運行することによって逆に補助金が減るということで、赤字になる、場合によっては欠損が生じるということになっていきますので、その辺については国の補助金、フィーダー補助金というんですが、その

質疑		補助金の絡みといろいろ今の利用者、そういうことを含めて、今後、考えてまいりたいと考えております。 以上です。
	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 500 円のほうが乗りやすい、あと、国からの補助金もあるかもしれないというお話をいただきました。 次の質問に入りたいと思います。 ウとしまして、令和6年6月定例会議で、昨年度の定例会で平野議員の一般質問に対する町長答弁に、自動車免許証の自主返納者が受けられる特典について、今後どういう対応、どういうサービスが可能か考えなければならない時期に来ており、検討させるのでしばらくお待ちくださいとあります。 全国事例で、岐阜県輪之内町ではデマンドバスの運賃に障害者、小学生以下、運転免許証自主返納者の料金設定があります。 おいらせ町も細かな料金設定を実施しないのか、伺います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 現在のおいらバスの運賃体系は、単独乗車1回当たり500円を基本として、乗り合い乗車1回当たり300円、小学生の単独乗車1回当たり200円、小学生の乗り合い乗車1回当たり100円、保護者同伴の未就学児童は無料と割引設定しております。これは未就学児を含めた子供から、免許返納により自家用車で移動することができなくなった高齢者などまでの利用に応分負担していただいた上で、運行を維持していくための運賃設定であり、現時点では運賃改定は考えておりません。 以上です。
	松林議長	3 番。
質疑	3 番	ありがとうございます。

答弁	(小笠原伸也君)	これ高校生は、これ大人料金になるわけですね。高校生も何か時々町民バスに乗り遅れたので、おいらバスを活用する件もあるようですけれども、何か学生向けに何か料金設定あってもいいような感じもしてあるんですが、いかがでしょうか、高校生。
	松林議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (田中貴重君)	先ほども申し上げたとおり、今後そういう点も含めて考えてまいりたいと思います。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 次のエに行きたいと思います。 近隣市町村の多くには、運転免許証自主返納支援事業があります。三沢市の場合は、おいらせ町と同じようにコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーがある、そのほかに 1 万円相当の商品券を支援しております。 当町でも検討しないか、伺います。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 運転免許証自主返納者に対する町独自の特典サービスについては、おいらバスの運行を検証した上で、当町においての高齢者の加害事故件数や自主返納の状況、また近隣自治体の特典サービスの実施状況等を踏まえ、検討していきたいと考えております。 以上です。
	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。そうすると、検討して考えていかれるというお話でした。 あれですね、最近、つい最近ですけれども、おいらせ町の洗平

答弁		地区で、高齢者の方が絡んだ交通事故が発生してあるわけですね。高齢者に対応した対応を当町でも何か検討する、急いで検討して、何かしなきゃいけない。私が一応確認した分には、あの三沢十和田、あと五戸とかね、八戸とか、全部近隣市町村、この免許証自主返納支援事業を何かやっている。やっていないの、六戸とうちぐらいだと思うんですよね。何かそういったことで、何かここはちょっと何か急いでね、町で対応してくだされば、よりありがたいかな。 事故があったとか、ないとかね、それで対応というよりも、やっぱり考えている時期来ているんじゃないかな。もうひしひしと感じているわけで、議員も去年のね、6月、それから私も今、議員もこれ2人もこうやって一般質問してですね、町の行政の在り方を聞いているわけですから、そういった意味でいかがですかね、町としてひしひしと感じていらっしゃるのかどうか。そこ先ほどもお聞きしましたけれども、町長ここいかがでしょうか。町のその高齢者のドライバーに対応する対応ですね。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	小笠原議員の要望というんですか、質問されてくださっているんですけれども、これもなかなか難しいところがあってですね。じゃ、しからば、免許返納しただけがそれでいいのか、我々あの人より年取っている高齢者だよという考え方もあると思うんですが、逆に高齢者といえども、いや、免許ないと変な話、私の近くにいる人、免許返納したいけれども、返納すればトラクターの運転もできなくなるよなという人もあってですね。個々の考え方様々あるもので、町でその支援金出す、無料の乗車券1枚の切符、三沢みたいに出すから免許返納しなさいとも言えないし、家族の人たちはもう乗せたくないと言うんですけれども、本人は健康づくりのためにも農作業したいとか、そうなったらどうすればいいでしょうという話もあるのでね、一概に補助金出すから免許返納せいというわけにもいかないですね。それは個々あるいは家族の判断にお任せするなり、町とすれば、しからばその人たちだけを優遇していいのかという、大変難しい問題もあるので、それこそ本当に検討しなければならない難しい課題だと思っておりますので、もう少し時間いただきたいなと思っています。

質疑	松林議長	以上です。 3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	3 番です。 大変、ご答弁ありがとうございます。 町長をはじめ各課課長、役場で対応いろいろ考えているけれども、基本的に予算とも関連していると。町の財政がもっともっと豊かであればね、すぐ一つ返事で分かったということをおっしゃってくれるのかなということも考えながらですね、今、答弁を聞いておりました。 LEDの話とね、今のおいらバスの件って、金額が1桁以上違うんですが、どうもそこね、まだ私納得していないんですよね。LED、その50万円前後の話が駄目で、おいらバスね、実質経費2,000万はいいよという、そこが金額的に分からないところなんです。ここで時間が来たのでやめたいと思いますが、大変真摯なるご答弁ありがとうございます。
	松林議長	これで3番、小笠原伸也議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩いたします。1時35分まで……。 ごめんなさい、間違えました。 午後1時10分まで休憩いたします。 (休憩 午前11時37分)
	松林議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後 1時10分)
質疑	松林議長	引き続き一般質問を行います。 3席14番、西館芳信議員の一般質問を許します。 西館芳信議員。
	14番 (西館芳信君)	3席14番、西館芳信です。 諸般の事情がありまして、すぐに質問に入ります。 3つのうちのまず第1番目、百石漁港の管理移管についてということで、本年2月20日の開催の議員全員協議会で、かねてから言わ

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君) 松林議長	れてきた百石漁港の県から町への管理移管の時期が令和１３年ということで、これが初めて明示されました。それは、この協議会の中の百石漁港の事業に関する資料ということで出されたものの中です。 このことについて、次のことを問います。 (１) 町及び漁協の受け止め方ということ、直近の百石漁港整備環境公共推進協議会、令和６年１１月１２日開催がこのことに触れ、出席関係者が共通認識を持ったと思うが、百石漁港もそうだけれども、こっちはともかく、ちょっとこれ令和１３年以降受入れということについては、それなりの抵抗があるなということを含めてですね、我が町が県のほうにこれからでも、それから今でも示している態度、その受け止め方というのはどういうものなのか、まず第一にお願いいたします。 町長。 ３席１４番、西館芳信議員のご質問にお答えします。若干長くなりますけれども、よろしくお願いします。 百石漁港の管理につきましては、漁港及び漁場等に関する法律、いわゆる漁港法で、その管理者は第一種漁港でその所在地が一つの市町村に限られるものは、当該漁港の所在地の市町村と規定することから、これまでも全ての整備が完了した後に、県から町に移管されると認識はしております。 そして、今回、令和１３年以降とされたのは、新たに整備する予定の工期がその時期となるためだと思います。 しかし、実際には整備の事後検証などにも数年を要することからも、移管されるとしても、さらにその後になると想定はしております。 また、対応についてですが、移管に際しては、まずは今回の整備により漁港の安全性や漂砂の軽減が確実に図られたことの確認が必要であること。さらに、漁港法の規定はあるものの、移管そのものも含めて、町の負担が最小限となるような方法について、今後、県と協議をしていきたいと考えております。 以上です。 １４番。
----	---	--

質疑	14番 (西館芳信君)	分かりました。 で、私一番最初に確認したいんだけど、この令和13年以降というのが先般の協議会の中で示された。でも、それは私の勝手な判断でもって、もっと以前に町民あるいは議員、その他に示されていたのか、私のこの解釈でよろしいんですか。その前のいろんな動きはなかったんですかということ、まず1つ確かめたいと思います。お願いします。
	松林議長	農林水産課長。
答弁	農林水産課長 (柏崎和紀君)	それでは、お答えいたします。 これまで恐らく具体的に何年というのはなかったと思いますが、漁港が完成すれば移管を受けるというようなことは議会の中でも話されていたと認識しております。 以上です。
	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	移管の時期というのは私の認識も全く同じで、ただ、それが令和13年ということについては、私の解釈でいいんだなと思いました。 次の質問は、じゃ、その管理に移管すると。その管理そのものはどういうことなんですか。定義めいたものを一つと、そして、管理の移管は、こっちのほうはね、何根拠有するのかというふうに私聞こうと思ったら、町長がもう既に漁港及び漁港の整備に関する法律の、いわゆる漁港法の中で言われているんだとお話ししました。 じゃ、管理というのはどういうことを言うんだということで、定義めいたのでこうこうだよということと、それから、移管ということについては、これは何に根拠を有するということではっきり答えてもらったんだけど、実際はこういうことだよということで、もう少しね、かみ砕いて、例えば、法律ではこうなっているけれども、大概特例というのがありますよ。こういう事情でもってできなければ、これは致し方ない。最後は、例えば県知事の判断だの、農水大臣の判断によるとか、そういうのが必ずあるはずだけれども、そういうのは一切ないんですかということ、2点お願いします。

答弁	松林議長	質問。農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	それでは、お答えいたします。 まず、1点目の移管される管理というのはどういうものかということについてですが、今現在の県のほうで実施している主な内容ですけれども、定期的に漁港内の巡回をして、危険箇所や破損箇所がないかを確認していると。今はないんですが、そういう対象があれば、当然、修繕等をしていかなければならないと。 また、しゅんせつ、これは毎年行っておりますが、これは県主導で行っております。それも町が今度手配をして、計画から補助申請、それらの手続あるいは工事の実施完了に至るまで、全て町が行うことになっていくのかなと思っておりますし、また、今回、仮にですけれども、整備が完了した後に、さらにまた新たな整備とか、改修が必要になった場合は、それらは町が行うことになろうかと思っております。 また、移管で特例とかというお話をされておりましたが、今現在、県に詳しくそこまでの事情を聞いてはいないんですが、基本的に最終的には町に移管されると、おいらせ町に限らずですけれども、移管されるべきものであるということでは伺ってはおります。 以上です。
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	なるほど、管理ということについては、いろいろあるんだなということが分かりました。そして、移管ということについて、特別な、それを逃れるようなというか、措置は特に見当たらないと解釈いたします。 先ほどの町長の答弁では、令和13年以降がその移管の時期だよと言いながらも、いろんなまだまだ事業をこれからやらなきゃならなくなるだろうと。だから、それは相当ずれ込むはずだという答弁をしてくれましたけれども、町としては最終的にどう考えているんですか。これ、もう絶対移管は駄目だよと。あるいは、いや、やっぱり状況に、当然だろうけれども、状況によって受けなきゃならないだろうなというですね、町のその逼迫感、危機感というのが、こ

答弁	松林議長	れに関してまだまだ遠いのかな、それとも、それなりにこれからいろいろ考えて、これに対処していかなきゃならないと思っているのか、そこを町長お願いします。
	町長 (成田 隆君)	町長。 今、町長という指名があったんですが、私の知っている範囲でお答えします。 私は令和１３年という期限は区切ったとしても、町で完全にこれは町で管理できますよと、完成した暁にはそうなるとしていかなければならないと思っていますけれども、果たして、これがしからばいつその漂砂とか、そういうものが流れ出るのを防げて、あるいはそれを囲むために防波堤新設したりとか、いろんな部分の条件も、課題もあると思いますけれどもですね、まだまだ完全に町が受けてもいいですよという部分になるには、金も時間もかかるんじゃないのかなという気がしておりますので、取りあえず私の考えとすれば、まだまだ先になるんじゃないのか、そう思っています。
質疑	松林議長	１４番。
	１４番 (西館芳信君)	不確かなことをどうなんだということはやっぱり控える、私自身も控えるべきだと思います。町長の答弁ももつともだなということで、理解できます。 それでは（２）番目、今後の町の方針と議会の協議参加はということで、今の方針、町の方針、大体分かったわけですけども、このたくさんですね、いろいろ巡回だとか、計画の事業だとか、移管になれば間違いなくしなければならなくなるよということになるわけですし、そして、なおかつ、これ（２）番、まともに私読んだっけか、これ。 管理移管はね、ここに築港と書いてあるけれども、平成１２年の改修当初から言われてきた。そうなれば、毎年１，０００万円前後の機能保全事業の長期負担が２．５倍になることも明らかになりました。しかし、移管は事が重大で、それだけでは済まないだろうと多くの関係者は不安を抱いていると。移管をよしとすべきでない町の対応と、この問題に対する積極的な議会の協議と、町の協議の場

		の設置を町長はどう考えるかということで、議会には触れていませんけれども、対応については今町長からお答えいただきました。 一番の問題は、とにかく2.5倍増えるんだという数字が出てきました。2.5倍というのは、これは今やっている事業が機能保全事業とする、港の、それから施設強化事業と、2種類で並行してやっているわけです。2.5倍というのは、恐らく今話ししているのは、町の港の保全事業に関しては10%ですよ、10%から25%に上がりますよというんだけれども、これ施設強化事業、つまり防波堤を延伸したりなんかする、こっちの部門はこれからもずっと、今までも一部10%負担してきましたよ。これからも10%で済むんでしょうか。それとも、やっぱりこの文言どおり2.5倍になるのか。そこをひとつお願いします。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 まずもって西館議員の今の質問に関してですね、質問の趣旨あるいは要旨と若干ずれるかもしれませんが、答弁になるかもしれません。ただ、通告に従った答弁書できていますし、お答えしますので、後はまた再質問か何かで聞いてくださればと思います。よろしくお願いします。 お答えします。先ほども答弁いたしました、今はまず漁港の安全性確保とともに、堆砂量を削減するための整備を実施し、町費用負担の軽減を図っていきたいと考えております。 その上で、管理移管については、整備完了後に自動的になされるものではないため、この間、県と最善の方法について協議をし、その経過等については、適宜、常任委員会や議員全員協議会の場で説明をし、報告をしていきたいと考えております。 そのため、今、早急に議会との協議の場の設置は考えておりませんが、今後の県との協議の過程において、設置が必要と判断した場合には、改めて協力を賜りたいと思います。よろしくお願いします。
質疑	松林議長 14番	14番。 今の分、了解いたしました。

	(西館芳信君)	先ほど、農水課長から、移管ということはこういうことも、ああいうことも町でしなければならなくなるんだよということでお答えをいただきまして、なるほどなということで、そうすると2.5倍というのはあくまでも保全事業だけじゃないと。全て町があそこを行政財産として、指定管理、指定市町村のものだよということで管理していくには、いろんな総務費だとか、その事務費だとか、それから人件費もかかるかもしれない、施設管理維持費もかかるということになれば、この25%というのは相当な額に及ぶということで、一層懸念が強くなると。 そもそもあそこの港は、昭和27年に漁港第一種の、先ほど一種と話ししていましたが、第一種の漁港として、県が昭和27年に指定したと。それ以来、ずっと県の管理で来たんですよ。それが確かに、今、お金をかけてこうやっているから、よくよくは町の管理しましょうという意見は分かるんだけど、そういうことも恐らくね、当時はそこまで話が及んだかどうか分からないけれども、まず港を設定するに当たって、どれぐらいの船が入ってくることを前提としますかとなったら、5トン以下の船でいいよと。そうすると、喫水というか、それはどれぐらいになるでしょうかと、5メートルもあれば十分だろうと。ところが、そういう話しした後から、北東のほうからしけの風がばんばん吹いてくるともう漂砂、それから川のほうから流砂で、もうそれこそ堆積してしまって、ほとんど1.5メートルぐらいしか常にないという、もう浅さになりましてですね。 私は18年前に確かにここで同じような質問をしまして、第一種から第二種の変更をなるべくできるようにしてほしいと提案したんですが、それは今から考えれば浅はかな考えで、1.5メートルしかないものを、喫水の深いその船舶が出入りするはずがないと。三沢の第三種、三沢漁港は第三種として、県内はもちろん、全国からどこでも出入りしているという第三種に認定されて、三種までいなくても、せめて二種になれて、そして何とかこの指定を免れればいいなと、管理の移管を免れればいいなと思って、そういう質問をしたんですけども、もともとその漁港を造るとき、そういう発想がもう少し話し合われていれば、まだよかったのかなという思いもいたします。 それで、もう一つですね、この2.5倍掛ける幾らかの係数だけ
--	---------	---

答弁	松林議長	ではなくて、もっともっとその管理ということの実態に即した、何というか金がかかって、そして、それを町が負担しなければならないということは、農水課長どういうふうに考えますか。 農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 議員おっしゃるとおり、補助事業の補助割合がまず今１割のところ、１０％のところは２．５倍になるよというお話で、そもそもその補助事業を受けるに際しても大変厳しい、予算的に厳しくなるであろうし、また、それに係る職員の労力といいますか、管理に係る職員もそれなりの負担、それなりというか相当程度の負担が出てくるので、大変厳しいのかなという認識はしております。 以上です。
質疑	松林議長	１４番。
	１４番 (西館芳信君)	そうなれば、大変厳しいということなわけですがけれども、考えてみれば、昭和２７年に指定になって、平成１２年の大改修というときから、１回目、令和６年までの状況を見ると、毎年、町は２，５００万円前後ずつ、これに関して費用負担してきました。その総額は、６億５，０００万円になります。 これから今度、令和７年、６００万円か７００万円ですがけれども、それ以降は今度は２億５，２００万円、今の当然目的にしている事業を達成するためには、それよりも出費があるということになります。費用対効果だとか、それから実際今使っている船の数とか、いろいろ考えてですね、将来、そういうまた負担が増えるということになったとき、果たして、それでもね、旧百石地区の人たちは、港ということにはそれなりの理解を示してくれると思います。ただ、やっぱり旧下田の人たちにとっては、やっぱり港となじみが薄いものですから、いや、何でその費用対効果とか、そういう実際の使われ方を考えれば、それに三沢もあるだろうしということで、なかなか理解が行き難いことになるんじゃないかと、結構その時点で問題になるのではないかとということで、かつて言われた三沢漁港の再使用という、そういう話も出てくるのではないかなと危惧しております。

答弁		す。 いずれにしても、今から町がこのことに関して、真剣に先をずっと考えて対処してもらいたいという希望、あまり希望はよくないんだけど、そうしていただいて、まず1番の質問を終わります。 それから第2番目、町内の道路の在り方ということで、通称ジャスコ道路のイオン下田ショッピングセンターの町内立地が30周年を迎えると。一方で、土日、祝日の中野平南線、中野平・三沢線、こちらが私たち本来の、これは八戸から来る部分です、橋渡るまでの部分と、それから、それ以後の三沢に行くまでの部分ということで、これが中野平南線と中野平・三沢線だそうですけれども、この通称ジャスコ道路を幅員、それから路肩の在り方、平日の速度超過交通事故、冬期間の天候による通行環境の悪化など、問題は大きいと思います。 まず、このことに対して町の捉え方、浜街道の道路そのものがこうでいいのかどうか、そして、また交通の現状、こういうことで、それをどう捉えているのかね。今現状をよしとするのか、いやいや、こう改めなければならないと考えているんだよという、基本的な考え方についてお願いいたします。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町東部を縦貫する町道中野平南線及び中野平・三沢線は、町南部地区と北部地区を結ぶ路線となっており、日常生活や産業、防災面において、非常に重要な幹線道路であると認識はしております。 また、隣接する八戸市や三沢市への通勤やイオンモール下田への主要なルートとして、町内外を問わず、日々多くの車両が通行しております。 一方で、交通量が多いことに起因した道路舗装の劣化や、イオンモール下田付近における渋滞が課題となっております。 以上です。
質疑	松林議長	14番。
	14番	町がその道路舗装の劣化だとか、渋滞ということに関しての問題

答弁	(西館芳信君)	点は、捉えているということは分かりました。 そして、2番、イということで、修復・整備、特に県道への格上げなどは考えられないのかということですが、30周年を機に幅員の拡幅、路肩の整備、信号、新しい信号機の設置も含めて、願わくば、浜街道を共有する隣接2市と共同しての県道への格上げというのは考えられませんか。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 国道45号と中野平南線との交差点部から、八戸方面は既に県道となっておりますので、関係する市は三沢市のみになるかと思います。今後も維持管理や整備に多額の事業費を要するものと考えておりますので、三沢市の意向を確認の上、県道への格上げの可能性について調査していきたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	今、町長からはっきり県道への格上げのための調査をしていきたいと承りました。 あの道路に関しましては、もう隣接の市町村ということではなくて、県南のほとんどの部分から、地域から人が来て、それを使っているということがございますし、それから、この道路ができたおかげで、例えば、私の家の前を通っている国道338号線、これはね、驚くほど交通量がなくなりました。もうびっくり、私はすごくいいんですけれども、環境がよくなっていいんだけど、それだけ、あれだけの交通量がどこに行ったかと考えますと、やっぱりこのジャスコ道に行ったんだということを考えれば、この交通量とか、それから使っている地域の人たちの広さということを考えれば、決して県道に格上げするのもおかしくないということになるかと思っておりますので、今、町長のお気持ちぜひ生かして、頑張っていただきたいと思っております。 それから、次ですね、すみません。次が、青森県道8号八戸野辺地線の改良工事についてということです。

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	主に県道 8 号八戸野辺地線というのは、氣比神社の直近部をばつと通っていて、その部分が非常に交通の難所となっておりまして、もう昔から何とかできないもんだかと問題になっているわけですが、今回、その部分が改良工事、県ですのだよということを耳に挟みました。詳しいことはもう全く分からないし、喜ばしいことなので、私の質問通じてできるものであれば、町民の皆様方にも知ってほしいなという気持ちがあります。県の事業ですので、なかなか答えるというところにもですね、限界があるかと思いますが、答えられる範囲で結構ですので、お願いいたします。 まず、改良工事の概要ですけれども、まずね、工事するとすれば、ここで外しましたけれども、いつからいつまでなんだと。で、その路線形状というのは、どう変化するんだろうと。こういうふうにと。ということで、改良の規模と書きましたけれども、長さ何とか、幅員だとか、話ししてもらえば大体分かるのか、それに付け加えて、見込みの予算額も一緒にお話してもらえれば、ああ、そういう、その規模なんだなというのは分かります。 それから、もう一つ付け加えてほしいのは、冬季の車両通行の安全性の向上の確保、県がこの工事の目的、どういう到達点を目指しているのかはちょっと分からないんだけど、それに沿って我が町もこうということで、安全向上策について県が考えて、周知のほうもこうですよということをお答えしていただければと思います。 町長。 お答えします。 県道 8 号八戸野辺地線の氣比神社付近の現状をどのように捉えているのか、県から確認したところ、当該区間はカーブが連続しており、また歩道も狭いため、児童等の歩行者や通行車両の安全性が確保されていないという認識と伺っております。 県では町からの要望を受けて、平成 3 0 年度より事業に着手しており、事業延長は 5 9 5 メートルで、内容としては氣比神社東側の急カーブを緩やかなカーブに改良するとともに、現状 1 メートル弱である歩道の幅員を 2 . 5 メートルに拡幅するものとなっております。 事業費は、現時点で約 5 億 5 , 0 0 0 万を見込んでいるそうです。
-----------	-----------------------------------	--

質疑	松林議長	事業実施後の成果として、冬季間も含め、歩行者や通行車両の安全性の向上が見込まれると伺っております。 今、答弁しましたけれども、もし漏れている部分がありましたら、改めて課長に答弁させますので、そういうことで、以上で答弁終わります。よろしくお願いします。
	14番 (西館芳信君)	14番。 西館です。 平成30年度あたりからずっと事業を継続してきて、今回も町の意見聞いて、595メートルの延長あるいは財政的には5億5,000万円ということで、その辺は分かりました。 町のほうではですね、これ簡単に基本的なことで、どういう要望というか、それを簡単に聞きたいです。 それから、この際、地元からちゃんと地元の地域の人が、地域の木ノ下の人たちからちゃんと話を聞きましたかということで、聞いているかと思うんですけども、その辺のところもちょこつと言及していただければと思います。
答弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 もしかしたら、次の再質問の内容とちょっとかぶっているのかもしれませんが、この事業を計画したときには、地元の町内会長を呼んで、町としての意見を集約した上で、その交通上の難所であるから対策を要望するという意見を集約して、県に事業化のお願いをしたと伺っております。その結果として、今、この町長の答弁しましたとおり、カーブを緩やかにする事業の具体化に事業化されたものと認識しております。 なお、進捗につきましてはですね、ただいま、その用地交渉の最中でございまして、具体的な工事の実施時期等についてはですね、まだ未定とのことでございます。 町としての運用という話も聞かれましたが、町としての運用といいますと、ちょっと答弁に難しいところはあるんですけども、今までよりも交通事故等が、幾分交通事故の発生件数が減って、より

質疑	松林議長 14番 (西館芳信君) 松林議長	安全な通行ができる道路になるものと考えております。 以上です。 14番。 なかなかね、私の質問の仕方も悪いし、多岐にわたった面もありますので、ちょっと答えも難しいかと思いますが、時期は未定だということははっきり分かりました。 ぜひこのことについては地元の人たち、町民の意見を聴いて、それを県のほうに持って、これからでも持っていつていただきたいと思います。 イのですね、本当はここからイを読み上げなきゃいけないんだけど、さっきべらべら言って、この内容も先行で話ししましたので、今の答弁で足りました。ありがとうございます。 最後に一つ、岡本課長から聞きたいんだけど、これもしかすれば、質問の枠を超えているかもしれない。答えられなかったら、それでいいんだけど、あそこのね、氣比神社ちょっと越えて、村杉さんの商店の向かいの右側のほうに、池があるんですよ。ため池みたいな池、ため池じゃないな、沼みたいな池がありましてね、それがすごい水がいつも何というか、たくさんあって、それが二の川の源流部になっているということで、あの辺何だかで調査したか、何かした記憶があります。それをちょっと忘れたんだけど、でね、その二の川は昔からもうすごい水量が豊富で、そして田んぼの時代は用水、排水に使ったんだけど、私が昔の話しましたけども、60年前あれで、あそこで大きいカジカを捕まえたもんです。それぐらいね、自然の恵みにあふれた、それこそ川だったんだけど、この源流部があそこにあるということになれば、それは恐らくほかからも来て、最後には太平洋に注ぐ、水量豊かなんだけど、恐らく地下水なんかのあれもあるんでないかなと思って、私なりに素人でね、考えるの。 それ、そこを岡本課長、ぜひ工事進める場合は、こういう話もありましたよということで、県のほうに伝えていただけますでしょうか。お願いいたします。そこを、答弁でちょこっとお願いします。 地域整備課長。
----	--	---

答弁	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 議員がおっしゃいます、この二の川の源流ということについて詳細には分かりませんが、地図を見る限りですね、二の川の上流がこの付近にまでつながっていることは、見て取れます。議員ご懸念の、工事がこの自然環境に与える影響ということについて懸念の声があったということ、この機会を見て相談をして、影響がないように運んでいければいいなと考えております。 以上です。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	西館議員、何年ぐらい前のお話していますか。昭和四十四、五年の話ですか。（「もっともっと前」の声あり）もっと前。（「３０年になります」の声あり）３０年。じゃ、小学生か、そのあたりですか。（「でも、最近ですよ」の声あり）いや、あそこは昭和四十五、六年のあたり開田してですね、その水を使うために、あそこに人為的に掘った池があったんですよ。村杉さんの道路挟んで、もっと上流ですけれどもね、木ノ下小学校との間、中学校かな、間に。多分それを思い出して言っているかもしれないけれども、通告外ですからあまり言いませんけれども、その辺は個人的な池なもので、もし要るのであれば、まだ保存されて池は残っていますので、行ってみていただければと思います。 以上です。
	松林議長	１４番。
質疑	１４番 (西館芳信君)	最後の部分ちょっとはみ出したのに、真面目に、真摯に答えていただきまして、ありがとうございました。 これで私の質問を終わります。
	松林議長	これで１４番、西館芳信議員の一般質問を終わります。 ２時まで休憩します。暫時休憩します。２時まで休憩します。 (休憩 午後 １時４４分)

質疑	松林議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		(再開 午後 2時00分)
	松林議長	引き続き一般質問を行います。 4席4番、沢尾宏之議員の一般質問を許します。 沢尾宏之議員。
	4番 (沢尾宏之君)	4席4番の沢尾宏之でございます。 今日は非常に穏やかな日で、このまま春になってくれればよいか と思っています。 さて、今回は町のインフラ整備についてお伺いしたいと思います。 昨今、下水道の陥没事故、上水道の破裂漏水事故がほかの地域で 頻発に発生している状況であります。町民の安全安心を確認するた め、以下の質問をいたします。よろしく願いいたします。 まず、1つ目、上水道の整備について。 過去の断水における対策について、お伺いします。 2009年1月、当町は大規模な断水を経験しています。原因は 八戸の浄水場に繋がる導水管の破損で、当時浄水場から当町までの 導水管は1ルートのため、配水ができなくなったようです。一部の 地域では井水を利用し、生活用水を確保されたようですが、多くの 世帯が影響を受けました。現況ですけれども、1ルートの真ん中の 幸橋ですかね、そこをルートしていると思いますけれども、もしそ うであれば、バイパス、2番目のルートを整備し、断水被害の低減 を検討する必要はないのか伺いたいと思います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	4席4番、沢尾宏之議員のご質問にお答えします。 まず、上水道に関するご質問全般ですが、議員ご存じのとおり、 当町の上水道は八戸圏域水道企業団により管理運営されております ので、水道企業団に確認した情報での答弁になることをご理解いた だきたいと思います。 当町には現在、馬淵川と新井田川を水源とする白山浄水場でつく られた水が給水されております。 ご質問の2009年、平成21年1月の大規模断水の際は、馬淵

		川からしか取水できませんでしたが、約１年後の平成２２年３月に新井田川系の取水施設が完成し、両方の河川から取水できるよう、取水体制の強化が図られております。 次に、当町への配水管ルートの対策についてですが、当町へは八戸市長苗代のループ状になった配水管を通り、さらに北バイパスルートと、産業道路海岸線の複数ルートで水が送られています。また、これら配水管は各所でつながっており、漏水発生時には切替えを行うことにより水を確保し、断水被害の低減を図ることが可能であります。 そのほか緊急時の水の確保対策として、三沢市から緑ヶ丘、青葉地区に水を補給するための鶉久保山緊急連絡管を、甲洋小学校と木ノ下小学校に地下水の水がめである緊急貯水槽を設置していると伺っております。 失礼しました。地下水じゃない、地下式ですね。地下式の水がめということであります。 このことから、町としても十分な対策が講じられていると考えております。 以上です。
質疑	松林議長 ４番 (沢尾宏之君)	４番。 ありがとうございました。何とか一安心できるようでございます。続きまして、水道の耐震化について。 水道の耐震化について、以前、八戸圏域水道企業団の方から、おいらせ町の耐震化計画は進んでいるとの情報を得ましたが、どこをどのように整備したのか、町民から疑問が出ています。見える情報提供が必要と思うが、水道事業者とともに広報への通知も必要と思うが、いかがでしょうか。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 八戸圏域水道企業団全体の耐震化率は、令和５年度末で導水管や送水管などの基幹管路では７３％、水道管全体では４５．７％となっております。

質疑		また、当町内に布設されている老朽管についても、毎年度耐震管に更新され、耐震化が進められていると伺っております。 水道企業団が毎年開催している議員説明会においても、町内の工事予定について情報提供がされております。 これまで八戸圏域水道企業団全体の耐震管や耐震管率などについては、水道企業団の広報紙おらほの水で毎年紹介されているところでありますが、議員おっしゃるとおり、当町における水道の耐震化の状況や水道管更新工事情報などは掲載されておきませんので、今後、水道企業団と連携を図りながら、当町の広報紙に水道の工事情報を掲載できるかを検討していきたいと考えております。 以上です。
	松林議長	4 番。
	4 番 (沢尾宏之君)	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 次の質問行きます。 上水道の普及率について、伺いたいと思います。 水道の普及率ですけれども、青森県では 97.9%が上水道普及しております。おいらせ町は世帯数 1 万 4 8 4 戸で 94.7%の普及率になっているようですが、近隣市町村でいいますと、六戸が 84.4%、五戸が 81.5%、周りに比べると当町は普及率が高いようですが、将来的に全世帯 100%への水道普及は目指さないのか伺いたいと思います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 八戸圏域水道企業団の普及率は全体で 97.0%、当町は普及率 94.8%と伺っております。 未普及地域への配水管の布設については、地域の要望を受けながら、井戸水の利用状況、水道管の埋設可能な土地の有無、布設に係る費用と配水管への加入予測等、経済性などを総合的に判断をし、構成団体と協議をしながら執行が決定されております。このことから、未普及地域の解消には長い期間を要するため、今のところ、当町として 100%を目指すべきという考えは持っておりません。

質疑	松林議長	以上です。 4 番。
	4 番 (沢尾宏之君)	分かりました。 できることなら、なるべく 100%を目指してまいりたいと思います。 次に行きまして、災害時用の水源について伺います。 現在、木ノ下小学校に設置されている地下非常用水源量の根拠についてお答えください。 なお、1 日成人の必要量は約 2 リットル、災害時におきましては 3 日分、いわゆる 6 リットルが必要となっております。 よろしくお願いいたします。
	松林議長	町長。木ノ下小学校の非常用の水源量です。その根拠の質問です。町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 緊急貯水槽の容量決定に当たっては、設置場所から半径 2 キロメートル以内の住民を対象に、水道耐震化計画策定指針において目標とされている、1 人 1 日 3 リットルを地震発生から 3 日間供給できる容量となるよう設定されていると伺っております。 ご質問の木ノ下小学校に設置している緊急貯水槽は 5 万リットルの容量を有し、1 人 1 日 3 リットルとして、約 5,000 人の地域住民が 3 日間利用できる量と伺っております。 なお、甲洋小学校にも同様の緊急貯水槽が設置されております。 以上です。
	松林議長	4 番。
質疑	4 番 (沢尾宏之君)	ありがとうございます。5,000 人分の水が確保されていることで、了解いたしました。 ちなみに、災害時における飲料水を確保する設備が 2 か所、少ないように思うが、今後は各地域に整備するための検討も必要と思いますが、いかがでしょうか。

答弁	松林議長	待ってください。再質問。ウのほう、ウ。町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町地域防災計画におきまして、災害時の給水担当は八戸圏域水道企業団となっており、災害等により飲料水を得ることができない場合は、町や企業団の備蓄飲料水を含め、1人1日3リットル程度を確保するものとしており、発災から原則7日以内の期間行い、状況に応じて増量することとしております。 また、給水に当たっては、企業団の給水車等で各断水地域等を巡回するほか、設備的には町内2小学校に設置されている緊急貯水槽と、町の備蓄倉庫にストックしている飲料水を配給することとなります。 それぞれの施設も分散しておりますので、今以上に給水施設を整備する考えは持っておりません。 以上です。
質疑	松林議長	4番。
	4番 (沢尾宏之君)	分かりました。 できることであれば、やっぱり歩いていくところに給水設備があるといいなと思います。 続きまして、井戸水、井水を利用されている住民が多い地区はどこか教えてください。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町で井戸水の利用を把握できるのは、下水道に接続している場合に限りませんが、その中で利用者が多い地区は、洗平が33世帯、二川目が31世帯、一川目が30世帯となっております。 以上です。
	松林議長	4番。

質疑	4 番 (沢尾宏之君)	ありがとうございます。 あと、そのほかはありませんでしたですかね、豊原とか、豊栄と、了解しました。 個人で利用する井水の水道検査は義務化されていませんが、水道法では専用水道については検査が必要です。しかし、先ほどありました一般家庭で利用する際には適用がされません。住民は健康被害が及ばないように、定期的に自主検査を受けているようです。昨今、農地の消毒、肥料の散布等により水質が劣る傾向にあるため、安全と安心を得るため、複数回検査をする必要があると聞いております。町として町民の健康を守る一助として、検査料の一部を助成してはいかがと考えます。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 まずもって、農業とか、工業とか、いろんなところから、いろんな有害物質が漏水、漏水というんですか、漏れてくるということで心配なさっていることを感謝申し上げます。ありがとうございます。 しかしながら、今のところ、町として井戸水の水質検査料の助成を行う考えは持っておりません。水質検査の必要性について、広報紙で周知していきたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	4 番。
	4 番 (沢尾宏之君)	分かりました。前向きに、ちょっと検討してもらいたいと思います。 続きまして、上下水道の維持管理についてを質問します。 上下水道管の維持管理については、管理担当者が現地において検査している。ただし、人員の確保が難しく、遅れぎみになっている状況とも聞いています。ほかの市町村では水道事業者と協議しまして、人工衛星を活用した漏水調査を共同で実施し、手作業による調査費用の削減に寄与するとともに、事故の未然防止を図っているようです。当町も導入してはいかがか、お伺いいたします。

答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 人工衛星を使用した漏水調査は、人工衛星から照射される電磁波により、漏水の可能性がある区域を画像解析で特定する技術です。 まず、上水道についてであります。令和2年1月、八戸圏域水道企業団では職員を先進都市へ派遣し、導入による効果等を確認してきたものの、技術的課題があること、八戸圏域の漏水の9割強が給水管からの微量の漏水であるため、導入効果が現れにくいことなど、そして、また総合的に勘案し、現時点での導入に至っていないと伺っております。 一方、当町の下水道は施設等の異常時の緊急対応と早急な現場復旧を行うため、処理場やマンホールポンプ等の重要設備には緊急通報装置等を備え、専門業者に委託し、保守管理を行っております。 また、下水道管については、重要環境5年周期、その他の環境10年周期で清掃した際に、簡易カメラを使用し、下水道管の状況確認を行っております。そのため、全体の把握には時間を要し、精度も高くはないものの、別途全体の漏水調査をした場合と比較し、コストは最低限に抑えられておりますので、現時点では、下水道に関しても人工衛星を使用した調査は考えておりません。 ただし、ご提案のような漏水防止に関するデジタル技術は日々進展が著しい分野でありますので、引き続き導入事例等の情報収集を行いながら、維持管理業務への活用について、前向きに検討していきたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	4番。
	4番 (沢尾宏之君)	了解しました。私も情報が入りましたら、情報共有したいと思います。よろしくお願いします。 続きまして、道路標識の整備について伺いたいと思います。 最近、交通事故が多く散見されます。事故後の設備保守について伺いたいと思います。 ア、町が管理する道路において、道路標識、スノーポール等の破損が多く、補修が進んでいないような状況ですが、町は把握されて

答弁	松林議長	いるのでしょうか。
	町長	町長。
質疑	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町が管理する町道のスノーポール、デリネーターやガードレール、街路灯などの破損につきましては、道路パトロールや通報により、ある程度の把握はしております。その原因の多くは接触事故等によるもので、原因者が保険会社等を通じまして報告してくれることもありますけれども、当て逃げにより把握の遅れや、場所によっては把握し切れない場合もあります。 以上です。
	松林議長	4 番。
質疑	4 番 (沢尾宏之君)	ありがとうございます。 道路の補修に関しては郵便局員とかを活用しているらしいですけども、この件に関しても、いろんな情報収集していただきたいと思います。 続きまして、この前、浜道地区の一里塚公園からあかしや寮へ向かう途中にある Y 字路交差点で、2 件の交通事故がありました。その際、民家の外壁とカーブミラーを破損させていました。カーブミラーが不安定なまま 1 月以上放置されているが、過去にも小学生との接触事故があったように、二次被害が懸念されます。早急に修復させる必要があると思うが、対応等をご提示ください。 なお、その先、浜街道の付近の標識もまだまだ傾いたままでございますので、それも併せてやっぱり補修する必要があるかと思います。よろしくお願いいたします。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 ご指摘の Y 字路交差点での民家ブロック塀の衝突事故と町のカーブミラーへの接触事故のうち、カーブミラーの接触事故につきましては、事故発生から 10 日経過後の 1 月 27 日に当事者本人から連

		絡がありました。同日中に、補修等の対応は任意保険会社の代物弁済で補修することを確認し、２月２１日に補修工事が完了しております。 また、先ほど追加で質問があった部分に関しましては、課長から答弁させますのでよろしくお願いします。 以上で終わります。
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	追加でありました浜街道の標識の傾きに関しては、こちらのほうではまだ連絡入っておりませんので、把握しておりませんでした。ありがとうございます。
	松林議長	４番。
質疑	４番 (沢尾宏之君)	対応よろしく願いいたします。 最後の質問ですけれども、先ほど町長からも伺いましたけれども、道路等に設置されている設備等は町の財産でもあるため、事故当事者に弁償を請求してもよいのかと見解を伺いたと思いますけれども、保険会社等から連絡があった場合は早急に対応できると聞きました。多分なかった場合、やっぱり個人申告になると思うんですけれども、事故を起こした人間は特定できると思いますので、できるだけ町の予算を使わないようにしたいと思いますけれども、見解をお願いいたします。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 先ほどのカーブミラーの補修対応と同様に、破損事故の場合は、事故当事者等による弁償、または原状復旧を原則としております。今後もそういう部分でもし事故、何ですか、発生対象者が見つからない場合は別として、できるだけ探して弁償させるよう努力はしますので、よろしくお願いします。 以上です。

質疑	松林議長	4 番。
	4 番 (沢尾宏之君)	我々の税金ですので、よろしくお願いいたします。 ということで、私の質問は以上で終わります。 ありがとうございました。
質疑	松林議長	これで 4 番、沢尾宏之議員の一般質問を終わります。 引き続き一般質問を行います。 5 席 1 1 番、平野敏彦議員の一般質問を許します。 1 1 番平野敏彦議員。
	1 1 番 (平野敏彦君)	令和 7 年第 1 回おいらせ町議会定例会に当たり、議長のお許しを得て、1 1 番平野敏彦が通告に従いまして、一問一等方式により質問させていただきます。 岩手県大船渡の大規模山林火災は、2 月 2 6 日の出火から、市の面積の 9 % に当たる 2, 9 0 0 ヘクタールを焼失、2 1 0 棟の建物被害は、平成以降で最大規模の山林火災となりました。市では、今日正午に鎮圧宣言が発表されました。被災者の方には心からお見舞いを申し上げ、1 日も早く復興されますようお願いするものであります。 さて、東日本大震災は 2 0 1 1 年 3 月 1 1 日 1 4 時 4 6 分頃発生、マグニチュード 9. 0 で 1 9 0 0 年以降、世界で 4 番目の規模の地震でした。大震災で太平洋沿岸を巨大な津波が襲い、未曾有の被害が発生、東北地方で暮らす人々にとっては生涯忘れられない日となっております。 おいらせ町でも甚大な被害を受け、復興に向けて、全国から数多くの支援がありました。明日で 1 4 年となります。 災害の歴史を風化させることなく、改めて町民に町の防災対策、防災意識の高揚を図るためにも、3 月 1 1 日をおいらせ防災の日に定めることを検討されてはいかがでしょうか。 それでは、通告いたしました一般質問について、町長の所見をお伺いいたします。 第 1 点目であります。 小型定置網の不漁対策についてであります。 (1) 百石町漁業協同組合の主力事業である、小型定置網漁のサケの記録的な不漁が続いております。存続の危機的な状況となって

答弁	松林議長	いることから、町の支援策についてお伺いいたします。 年度別の水揚げの資料については、表のとおりであります。これを見ますと、年度別水揚げ金額は令和元年の１億９，９６０万６，０００円から年々減少し、令和６年は５，７４４万１，０００円となりました。 水揚げ金額は激減し、資材・燃料費の高騰と乗組員の賃金の支払い、操業継続の大きな支障となっております。持続可能な漁業継続のために、町の支援策についてお伺いいたします。
	町長 (成田 隆君)	町長。 ５席１１番、平野敏彦議員のご質問にお答えします。 サケの水揚げ量及び水揚げ金額が年々減少し、さらには資材や燃料費の高騰により、漁業者は厳しい経営を強いられていると思ひまして、危惧しております。 近年のサケの不漁につきましては、当町だけにとどまらず、全県的な課題でありますので、町としましても関係市町村とも連絡し合い、県に対し、資源確保や経営安定に向けた支援の要望をしていきたいと考えております。 このような中、県においては、これまでのサケのふ化及び稚魚放流事業に対する支援に加え、サケ以外の漁獲物の水揚げ確保を目指した操業方法への切替えや、養殖業への転換等に向けた調査実証への取組に対する助成など、新たな支援事業を実施していることとして、先日、沿岸の漁協に対して説明があったと伺っております。 百石町漁協でも、ぜひこれら事業の活用を検討していただきたいと思いますし、町も実施に向けて可能な支援をしたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	１１番。
	１１番 (平野敏彦君)	今、町長から、この問題については当町だけじゃなくて、全県的な大きな課題だと、確かにそのとおりであります。 そして、また関係市町村と連携し、取組をしていくんだということでもあります。全く私も同じ考えであります。ぜひおいらせ町が先

		頭になって、積極的に事業を進めてほしいと思います。 今、答弁の中であった創業等への取組、それから新たな取組については、私は、今、町長が答弁したように、当町だけではなかなか立ち行かない部分もあるのではないかと思います。 当面は、今、私が質問した、この当町の小型定置、3カ統ございます。この3カ統の水揚げがですね、今言ったように5, 744万1, 000円なわけですよ。割ればですね、幾らしもない。前は、最盛期の頃は、1カ統で1億円以上の水揚げがあったんですよ。このままですと、事業継続できないという定置の関係者の親方の声です。町として、まずは地元のこの操業している、この従事する方々にどういう形で支援するのか、これを聞きたいわけですよ。ぜひお願いします。
答弁	松林議長 農林水産課長 (柏崎和紀君)	農林水産課長。 それでは、お答えいたします。 先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、やはり抜本的に考えていかなきゃいけないかなというところで、県で来年度から1, 000万円を上限にして、そういった補助、例えば、定置網に代わる漁法であったりとか、あとは今後どうすればいいかという経営コンサルタント、漁業に関する経営コンサルタントに、そういう現状と課題についてやる予算等がついたと伺っていますので、ぜひそういったのを活用して、対応いただければなと思っております。 以上です。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	11番。 これは簡単に県では、おいらせ町が核になって進める事業ではないですよ。おいらせ町の海の形態、海岸の実態を見ますと、砂浜で遠浅で、100メートルで10メートルしか水深がない。そういう漁場の中で新たな取組をするというのは、私はすごい制限があると思いますよ。例えば、コンサルが来て、これこれと見ると思います。これまでも、例えば、ワカメの養殖、ロープを張って、それでやるとか様々、それから違った魚種の放流、ホタテもそうです。定着しません。

答弁		そういう意味からいって、私は今漁業者が一番求めているもの、この定置のですね、どうやってこの継続させるか。これが働いている従業員、3か統で約30名、こういう人方の生活をですね、守っていく。そういうためには県だけの部分じゃなくて、町独自の取組も考えていただきたいし、早急に示してもらわないと、6月になりますと新しい網の仕掛け、様々なものを補修しながら、9月に備えて、もう事業が始まるわけですよ。 そういう中で、今のような県だけの事業を当てにしているのであれば、立ち行かなくなりますよ、町長。この辺どうです、もっと早めにもう対策を講じますということで答弁いただきたいんですけれども、どうですか。
	松林議長 副町長 (小向仁生君)	副町長。 今、町長と言いましたけれども、私のほうから代わって答弁いたします。 まずもって、この事実を確認したのは、今、平野議員が質問があって初めて知ったところであります。もしかすれば、農林水産課のほうにはその情報が入っていたのかもしれませんが、改めて聞いたのはですね、ちょっと私、今回2人とも今ちょっと顔を申合せしましたけれども、初めてだったものですから、その辺のところ漁協さんのほうから詳しいことを聞いて、そして、どういうことができるのかというようなことをちょっと確認してみたいなと思っております。 以上です。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	11番。 漁協との確認をしながら、私は定置の親方の方々の意見も聴いて、今、副町長が言ったように、その事実確認をしながら対策を進めますよということで了解しました。よろしくお願ひしたいと思います。 それでは、続いて2点目に入らせていただきます。 青森県南河川で捕れるサケが記録的不漁に見舞われているとの新聞報道がありました。奥入瀬川鮭鱒増殖漁業協同組合では、2020年度からフィードオイルと呼ばれる栄養剤を配合し、今季、今季

答弁	松林議長	というのは令和6年ですけれども、稚魚の母川回帰に漁業者も大きな期待を寄せておりましたが、11月末時点で681匹となっており、奥入瀬川鮭鱒増殖漁業協同組合関係者に落胆が広がったとあります。令和6年度の総捕獲尾数は2,467尾で、そのうちメスは1,400尾となっております。ふ化放流事業の継続は、定置網漁業継続にとって大きな問題であることから、奥入瀬川鮭鱒増殖漁業協同組合のふ化事業継続について、町の支援をお願いいたします。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 奥入瀬川鮭鱒増殖漁業協同組合が行う、サケのふ化事業及び稚魚放流事業は、定置網漁業の継続に不可欠な重要な事業であり、サケの遡上数の減少による同組合の事業継続及び経営維持に懸念しております。 そのような中、同組合では昨年の12月に、青森県さけます増殖流通振興協会を含めた3団体の連名で、全国漁業協同組合連合会や水産庁長官のほか、地元選出の衆議院議員など、あらゆる関係機関及び関係者へ支援を要望したと聞いております。 また、県もこのような厳しい状況を受け、漁協間の連携強化や、光熱水費や餌の高騰に対する支援などを数年前から行っております。 町といたしましては、漁協の活動を後押しし、持続可能なサケふ化放流事業や体制強化に向けて、町村会や上十三圏域9市町村合同で、支援の継続と拡大について県へ要望しておりますので、今後も漁業団体とも連携し、取り組んでいきたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	今の町長の答弁で、非常にこの町の漁業振興にも重大な、ふ化事業というのは大きく位置しているんだということを答弁していただきました。認識されているなということで、私は地元の北向由樹県会議員が4月の県の常任委員会で、このふ化事業に対して質問しておりまして、県も定置網漁業者が厳しいということを答弁しております。そういう意味では、これからの国だけの要望じゃなくて、県

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	とそれから町長が言う関連する町村、それからくしくも議長が県の議長会の会長になっています。町村会と一体となってですね、この奥入瀬川の鮭鱒増殖漁業協同組合ふ化事業の継続をして、最低でも回帰するのが3年から4年かかるわけですから、そういう意味では、もう今年からいろんな意味で助成措置をしてもらって、このふ化事業の継続について、全面的な町取組とリーダーシップを発揮してもらうように、期待をしたいと思います。 あと、町長は決意をしておりますので、私は答弁求めません。よろしくをお願いします。 続いて、大きな第2点目に入ります。 (1) 令和7年2月1日、おいらせ町観光物産協会法人化フォーラムが開催され、法人化に向けての取組経過と、今後の活動計画(案)の説明がありました。法人化により町の観光・産業の振興が図られ、地域の活性化に大きな効果を果たすことに期待するものです。 青森大学社会学部准教授石井重成先生の「なぜ、いま、“まちづくり会社”なのか？」の講演がありました。まちづくり会社とは、行政や住民、民間事業者が一体となって、まちづくりを進めるために設立した企業とあります。 町物産協会法人化と併せて、今後、まちづくり会社を設立、産業振興を図る考えがないか、お伺いをいたします。 町長。 お答えします。 このフォーラムは私も出席して、聴講しましたがけれども、平野議員のご質問にあるとおり、まちづくり会社とは行政、住民、民間事業者が一体となって、まちづくりを進めるために設立した企業との説明があります。 民間事業者は行政に比べ、機動力や迅速性が高く、ビジネスの視点を持っております。一方、行政は公共性や公益性を有しています。このまちづくり会社は、民間事業者と行政それぞれが持つ異なる性質がうまくかみ合うことで、地域の課題やニーズに柔軟に対応できるとともに、持続可能な取組を行うことができると考えております。 まちづくり会社の設立に関しましては、町が主導して設立するのではなく、やる気や熱意のある民間事業者や住民の方々の発意によ
-----------	-----------------------------------	---

質疑	松林議長	り設立の機運が高まった場合に、行政も一体となって取り組んでいく、あるいは支援していくことになろうかと考えております。 以上です。
	11番 (平野敏彦君)	11番。 私は、今、このおいらせ物産協会法人化がもう進んでいるわけですね。町も支援する、約束して、私はこういう時期に捉えて、民間それから行政、それから関係する、関連する町民、いろんな方が今これに目が向いているときに、町長が言う民間の発想だけじゃなくて、行政も関わってやることによって、このまちづくり会社の設立というのは容易になると思うんですよ。民間主導だけで任せているから、私はこれまでの物産観光とか、そういうふうなものがなかなか盛り上がってこなかったという思いがあります。 ぜひ私は、今、いろんな意味で、この部分では町内の方々が目を向けておりますので、町がまずは半分以上加担をして進めないと、なかなかできないと思いますよ。 町長どうです、民間任せでいいと思いますか。私はそうじゃないと思いますよ。町長のもっと積極的な答弁をお願いします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	今、大変手厳しいご指摘がありましたけれども、町が半分以上ということは過去にも経験が、私なりには過去にも経験があるとおり、やはりなかなか町の観光物産が伸びない、あるいは独立できないというのは、町が半分ぐらい以上やりますと、どうしても町に頼る嫌いがあるんじゃないのかなと感じておりますのでですね。やはり民間がやる、あるいは熱意を持って町に要望してくる、そういう部分に対しては支援するなり、援助するなりしていったほうがうまくいくんじゃないのかなというのは、過去の経験から見て、そう感じております。 以上です。
	松林議長	11番。

質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	町長が心配するのをもっともですけれども、私はやはり町がそれなりにてこ入れしたら、要は人材だと思うんですよ。やっぱり町長の期待に応じて、町長の効果を 1 2 0 % 上げようというスタッフをそろえることによって、私はね、その町が関わる、なるほどなどというのが生まれてくると思うんですけれども、やはりその辺のスタッフの人選、そういうものにも町が関わってくるによって、私はこの効果というのは非常に上がっていくんじゃないかと、私は思っております。 それでは、次の質問をさせていただきます。 この石井先生の講演の中で、国の第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略や骨太の方針、2 0 2 4 年ですね、まちづくりの構想・機能強化に向けた取組が全国の自治体で展開されているとあります。 町でも先進自治体を参考に、地域力創造アドバイザーの制度を活用すべきと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、地域社会の活力を取り戻すために、地域経済の活性化、若者の定住促進や移住、交流の促進、女性や高齢者の活躍推進など、多岐にわたる取組を進めていくものであると思っております。 当町においても、先日の行政報告の中で、議員の皆様へ持続可能な社会形成を目指し、地方創生を前に進めるため、第 3 期おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略を担当課より報告させたところであります。 議員のご質問にあります地域創造力アドバイザー制度は、先進的な取組を行っている自治体の事例を参考に、地域づくりに精通した専門家の派遣を受け、地域の課題解決やプロジェクト推進を総務省が支援する制度であります。そのほかに地方創生に係る地方創生人材支援制度や、地方創生コンシェルジュ等といった人材派遣支援制度もありますが、いずれも専門知識を生かし、産業振興や地域資源を生かした観光振興策への取組に対してアドバイスを受けることができる制度でありますので、活用は有効であると考えております。 以上です。

質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	今、町長が答弁したまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの国の方針としては、人口急減、超高齢化、我が国の直面する大きな課題に対して、各地がそれぞれ特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生するということを国が目指しているわけですね。で、その人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、活力ある日本をつくるんだということのためには、まずは4点が大きな柱となっています。 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする。 地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる。 結婚、出産、子育ての希望をかなえる。 最後に、ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる。 この取組に対して国は支援をしますよ、補助もしますよということの、このまち・ひと・しごとの狙いなわけですね。 この中で、この前、町の第3期おいらせ町まち・ひと・しごと総合戦略についての説明がありました。私は、その中でこの総合戦略の中のページ、9ページで、この基本目標、この人口ビジョンと基本的視点、これがですね、今私が読み上げた4点と、ちょっとそのまま整合性がないなという、目を通して感じました。町独自で国との整合しなくてもいいという考えであれば、私はそれなりに理解しますけれども、国が進めているこの4点を基本にすれば、補助事業を受けて、町が事業を進められるよというこの地方創生のメリットだけですけれども、この辺の違いというのはこのページ、13ページのところ、どう理解しているんですか。
答弁	松林議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (田中貴重君)	平野議員の質問にお答えします。 少し違っているかもしれませんが、その辺の部分についてはお許しください。 先般、説明したとおり、町の基本目標、人口ビジョンの基本的視点ということで、まず一つに、結婚、出産、子育ての希望をかなえ

質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	る環境づくり、これ1点です。 もう一つ、2つ目として、新しい人の流れを創出、拡大する。 3つ目として、地域産業の育成と働きやすい職場環境の整備を行う。 4つ目として、安心して住み続けることができる地域づくりということで、今の質問の内容については、基本目標の3と4に関わることなのかなと思っております。 町とすると、基本的には国の人口ビジョン、もしくは、まち・ひと・しごと創生の国の考え方に準じて作成していますが、町の独自性もありますので、その部分はやや変わっている、違う部分があるかと思っています。 今の質問の人材の活用ということでもありますけれども、この部分については、全体的にまち・ひと・しごとにおいて、いろんな人材を活用できるという方向で捉えておりますので、今、平野議員がおっしゃっている地域創造力アドバイザー制度についても該当すると思っておりますし、そのほか平野議員がおっしゃる第2次ではなくて、今、第3次になっておりますので、第3次では地域創生人材支援制度とか、地方創生コンシェルジュ、そういう専門的知識を持った人材も活用できるということになっておりますので、ご相談いただければなと思っております。 以上です。 11番。 今の答弁の部分については、国の資料である第2期総合戦略の政策体系の中で、目標にすべき将来ということで、未来にわたって活力ある地域社会の実現、そのためには人口減少を和らげるの中に、今の町の総合戦略、基本目標である①の結婚、出産、子育ての希望をかなえるというのがあるわけですね。ですから、今、課長が言ったように、そのもっと活用の幅がいっぱいありますよ。そのためにはこの補助金を使って、いろんな形で取り組んでいきますということで、理解をしておきたいと思います。 このまち・ひと・しごと創生の事業については、首相も替わり、いろんな意味で今、国の成果をどう出すかというのできゅうきゅうとしている中であって、今、国の制度を活用しなければ、私は、
-----------	------------------------------------	--

答弁	松林議長	もったいない。ぜひ町独自のいろんなこの施策を練り上げ、早急に手を挙げるのが大事だと思います。 この辺をぜひ期待をして、次の質問にさせていただきます。 (3)であります。観光物産による地域おこし及び観光物産協会収益事業強化に係る、委託型地域おこし協力隊3名とありますが、具体的施策について伺います。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 委託型地域おこし協力隊3名の活動内容であります。法人化した観光物産協会の自主財源確保に向け、新規事業を通じて、収益力の強化を図ることが共通の業務であります。 また、隊員の希望、適性、知識、ノウハウに応じて、観光振興分野と物産振興分野のそれぞれを担当してもらうことにしていますが、観光振興分野では観光イベント等の企画開催、体験型観光コンテンツの開発など、また、物産振興分野では物産振興に向けた企画立案、特産品の発掘や改良等を担っていただくこととしております。 以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	この前の新聞見ますと、この地域型、地域おこし協力隊の委託型のこのメリットがついていました。委託型のメリットは、勤務形態に柔軟性があるので、副業も推奨されるケースが多く、比較的自由に活動ができる。自己裁量で積極的に活動できることは、活動のモチベーションアップにもつながるということで、私もなるほどなと思ったのは、役場の勤務形態にこだわらない。いろんな意味でのその個人能力が発揮できる、この地域おこし協力隊というのはなるほどなと思ったんですよ。 そして、この前の3月7日の新聞見たら、初の委託型観光振興などに注力ということで、町長と新しく千葉県出身のイガラシさん着任したという記事があります。私はなるほどな、やっぱりこれまでのこの町の取組の姿勢が変わったなと思ったんですよ。 一つはですね、まず、この年齢とか、そういうものに制限をしな

答弁		いで、よく採用したなど。私はね、町長のこの結果を高く評価したいと思うんですよ。私が一番最初にこの質問した、年齢制限を撤廃して職員採用すべきだというのは、やっぱりこういうことで、いろんな人生経験、様々なものを網羅して持っている人の、魅力あふれる人を採用していく。やっぱりこれがね、私一番今まで欠けてあったんじゃないかと。そういう意味で、私は町長のいい意味で評価をしたいと思います。 で、あと、このままでいきますとあと2名、この採用の予定、採用の予定というのは募集しているわけですから、見込みはどうなっているんですか、ちょっとお聞きます。
	松林議長 商工観光課長 (柏崎勝徳君)	商工観光課長。 それでは、お答えをいたします。 昨年ですね、8月からずっと募集をかけておりまして、3月1日から1名採用に至るといようなことで、今、1名委嘱しているところでございますけれども、それ以降引き続きですね、追加の2名も募集をしておりましたけれども、なかなか応募がなく、今、一旦はその募集は止めているところでございますけれども、また、新年度2人採用することに向けて、改めて募集をかけていくということでございます。 以上です。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	11番。 私はね、募集は止めることはないと思うんですよ。そうでなくても、この前の先生の話で、地域おこし協力隊も応募者が少なくなっているよ。その条件、様々なものがあってですね、お互いに情報交換ができるようになって、協力隊というのは本当にこのうまみが感じられなくなっているんじゃないかというものもありますから、期間期間で募集しても、私はなかなか応募がないと思いますよ。止めないで、ずっとやっていくことによって、その人のいろんな要望、色々聞くことによってですね、違ってくると思うんですよ。年度で変えるというのは私はね、ちょっと手続的にいっても、ちょっと力が入っていないんじゃないかと思うんですけども、これ直

答弁	松林議長	ちに私は再開してやるべきだと思うんですけども、取組の仕方はこれでいいですか。
	商工観光課長	商工観光課長。
答弁	商工観光課長 (柏崎勝徳君)	お答えをいたします。 取組が物足りないというようなご指摘だったかと思いますが、今回募集を止めていることに関しましては、やむを得ず止めているというようなところもございます。要項の内容、例えば報酬でありますとか、雇用条件とか、様々なものですね、そのもともとの国の制度が変わっていくことによって、当然こちらの募集要項等も変更していかざるを得ないというようなところがございます。そういうところで、その募集要項等の見直し等も必要になる関係上、一旦止めざるを得ないという状況でございますので、それが解消いたしましたら、なるべく早く、改めてまた募集をかけていきたいと思っております。 以上です。
	松林議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長 (田中貴重君)	ただいまの商工観光課長の答弁に追加補足になると思います。 まず、年齢要件については、この後の質問に人事の関係の年齢あるんですけども、それとは関係なく、地域おこし協力隊の年齢要件って、たしかあまりなかったと思っておりますので、今の地域協力隊の方の年齢は年齢要件がないということでご理解いただければなと思っております。 それと、もう1点、年度の採用ですけども、決して今の方も3月で年度の採用ではございませんし、場合によっては、去年は9月、10月の採用見込みということも考えておりましたので、うちのほうとすると、担当課とすると、随時、今の意見も踏まえて、必要な部分について、地域おこし協力隊の採用募集を考えてまいりたいと思っております。 以上です。
	松林議長	11番。

質疑	11番 (平野敏彦君)	分かりました。課長のね、地域おこし協力隊については年齢要件がないというのは理解できました。それから、年度採用についてもこだわるものではないよということで了解しました。 私は、このあと2名については、新聞等を見ますと、ちょっとデータを調べたら、宮城県の山元町、ここは福島との境のところの町なんですけれども、ここホッキが捕れるところで山元町なんですけれども、ここでは業務委託型の募集をしていまして、月額29万1,000円ですか、手取りがです。あなたの発想で自由に提案ということで、山元町ではフリーミッション協力隊ということで募集しています。ですから、私はこの詳細な部分については条件を整えるんじゃないなくて、相手があることによって、また様々変わってくると思いますよ。ですから、何もそれにこだわる必要はない。募集期間はちゃんと通しておけば、それなりに今課長が言ったような適正な時期で採用をやっていくということが大事だと思います。 で、私、この前、2月27日にそのV I S I Tはちのへのセミナーちょっと聞いてみましたけれども、そこではその観光、本当にこのいろんな意味で地域が活性化させる一つ的手段だということも分かりました。八戸の場合は、あの種差がメインになっていますけれども、あとこれといった地形の富んだところとか、そういうところあまりないわけです。 当町にあっても、私はね、本当に山あり谷ありじゃなくて、ほとんど平たん地、最高50何メートルですか、そのぐらいの平たんところで、何を売り物にするか、何を観光資源とするのか見ればですね、私はこの太平洋に面している海、それから、例えば、今言っている浜街道を通るときに西にそびえる八甲田山、今、もう山が白くずっとつながっています。その風光明媚なところ、そういうものを掘り起こしてですね、ぜひ地域おこし協力隊に情報提供しながら、取り組んでいただくということも一つの方法じゃないか。 この前、町長が高校と一緒にトークしましたけれども、その中にもやっぱり高校生もこれというものが出てきていないなという思いがあったんですよ。でも、町長はやっぱりその私が言っているような、まだまだいい、見えるところがあるよということも提言していますので、私はぜひこれからそういうものを、町民にも再発見させてもらおうということで取り組んでほしいと思います。
----	----------------	---

答弁	松林議長	ぜひこの協力隊については、いろんな意味で関係課、力を合わせて早くに対応して、この事業を進めてほしいと思います。 それでは、続いて、第3点目に入らせていただきます。 おいらせ町第3次定員適正化計画についてであります。 新たな定員適正化計画と取組内容では、（１）退職者の補充・医療職の増員で採用時30歳未満を採用条件としております。年齢構成が高齢化しているから、年齢の平準化を図るためとあります。今、職員の中途退職者が増加しているとの声があります。過去3年間の中途退職者数と、退職の理由についてお伺いいたします。 また、採用時30歳未満を採用条件としていることについては、国の制度改革・多様なニーズに対応・活力ある町づくりを進めるためには、年齢制限を撤廃すべきと思います。町長の考えをお伺いいたします。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 まず、過去3年間の退職者の実態ですが、退職の区分として、定年年齢を迎えての定年退職、定年前の45歳以上で希望申出による早期希望退職、これら以外の普通退職の3つがありますので、それぞれ令和3年度、4年度、5年度の状況をお知らせします。 令和3年度、定年退職者1名、早期希望退職者1名、普通退職者2名。 令和4年度、定年退職者3名、早期希望退職者2名、普通退職者3名。 令和5年度、定年退職なし、早期希望退職者2名、普通退職なしとなっております。 また、退職理由でありますけれども、定年退職につきましては、定年年齢に達していることであり、それ以外の早期希望退職、普通退職は本人の申出によるもので、具体的な理由までは把握しておりません。 次に、採用時の年齢制限の撤廃のご提案でありますけれども、年齢要件の考え方については、計画に記載しているとおり、職員の年齢構成と年代の平準化を考慮し、バランスよく配置することが望ましく、年齢層の偏りを避けるため、年齢制限を撤廃することは考え

質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君) 松林議長	ておりません。 ただし、30歳未満要件は基本的な考え方であり、さらに近年採用試験応募者数の減少が見られることから、そのときの状況に応じた調整を行っていくところであります。 実際に、昨年度採用試験では社会人枠を設けまして、年齢要件を30歳以上、40歳未満に設定して実施しております。 以上です。 11番。 私は本当に退職者のこの定年は別にして、早期普通退職、私は本当にここの役場の規模でいったら、多いんではないかと。町長が言う、夢を持って優秀な人材を採用していますという話をしていますけれども、その優秀な人材が途中で職場を去っていつている。今、理由は定かでない。私はね、本当にこれでいいのかな。やっぱりそれなりに本人がただ自己都合とか、そういう部分に出している裏があるんじゃないかと。やっぱり町の職員全体を取りまとめし、そして、また、いろんな形で仕事を一緒に進める中で、やっぱりそういうものが的確に把握されていないというのは、私はちょっと疑問を感じますよ。 いや、本当にね、今のままでいったら、常に中途採用者が増えていく。その中途採用者の年齢からいったら、例えば、45歳以上で退職しているんだったら、年齢制限だって、そこに吹きだまりがなくなってくるじゃないですか。そういうものからいったら、何も別に年齢制限をすべきではないです。私はね、今、職員には、そのさっき質問した、この地方創生のいろんな意味での活動、行政が活性化するには、民間人とか、そういう者でも年齢制限をしないで、採用すればいいと私は思いますよ。そういう人が例えば1人採用する、45歳でも、家族が来るわけですから、人口の増にもなるんだし、定着もすることになるわけですよ。人口減少対策の効果があるわけですから、なぜこの理由をちゃんと確認していないのか。全然分からないですか。 総務課長。
----	--	---

答弁	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 退職する際の事由を聞いていないのか、確認していないのかということではありますが、人事担当課長として、本人退職申出あった場合は必ず会うようにしておりますので、その事由等も確認することにしております。 ただ、書面上は自己都合退職ということで申出がありますので、さらにその本心というか、本来の理由については本人に帰属するものでありますので、公の場で公表すべきものではないと認識しております。 以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	そういうことであれば、あまり深く聞いても、それなりの答えが出てこないの、ただ、あと一つ、この年齢制限のところ、私はね、この計画の中で、(6)で多様な任用、勤務形態の職員活用というのが、ちゃんと町の計画で謳っているわけですね。私はこういうのからいったらね、片方では30歳未満を新採用しますよと言いながら、片方ではその多様な任用の仕方を言っているわけですから。恐ろしく合理的じゃないですよ、一致しないじゃないですか。やっぱりこういう文言を残すんだったら、やっぱり私が言うように、その年齢は30歳と制限すべきではないと私は思いますよ。これが本当にこの計画で合っていると思いますか、これ一つお聞きしたい。お願いします。
	松林議長	総務課長。マスクを外してください。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 まず、年齢制限の撤廃に関することではありますが、30歳未満の原則というのは変えないつもりであります。というのも、町長の答弁でも申したとおり、現在の職員の年齢構成を考えた場合に、かなり年代によって開きがあります。 実際、令和5年時点の状態を、状況、割合をお知らせしますと、30歳未満は15%、一番少ないです。30代は30歳から40歳のところは20%、40歳から50歳は38%、最も多いです。5

		0歳以上が26%。整理しますと、40歳以上が65%で、3分の2を占めております。40歳未満は逆に35%、3分の1でありますので、年齢制限を撤廃することによって、どの年代でも採用するとなった場合に、高年齢層にきた場合にさらにこの構成がいびつになりますので、あとはやっぱり若い人をどんどん採用して育てていくような職場づくりも必要かと思っておりますので、30歳未満という基本のところは変えないでいきたいと思っております。 ただし、町長も答弁したとおり、その時々採用の応募者の状況によっては社会人枠を設けるなどして、30歳以上のところも年齢を広げて、そういう工夫はしていきたいと思っております。 それから、多様な任用勤務形態の職員の活用のところもですね、多様な任用というのは、任期付職員がその職種、専門的な職種を欲しい場合は、任期付職員という形で、ある程度専門性も持たせた分野については、年齢層もある程度弾力化して、引き上げた形で募集するなり、それから再任用職員などもこの多様な活用に入っておりますので、30歳未満とはあくまでも行政一般事務職のところでありまますので、そこら辺ご理解をいただきたいと思っております。 以上です。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	11番。 認識の違いもありますので、次に質問させていただきます。 (2)です。行政の担うべき役割を明確に、民間の受け口がある業務については費用対効果の検証を行い、積極的なアウトソーシングを取り入れていきますとありますが、費用対効果の検証と取組状況、これは令和6年から計画しているわけですから、この結果について伺います。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 アウトソーシング、いわゆる民間と外部委託の取組に関する質問でありますけれども、役場で取り扱っている業務の中で、ある程度可能なものは既に民間事業者へ委託しているところであり、新たに民間委託の対応となるような業務は、今のところ選定しておりませ

質疑	松林議長	ん。 よって、計画初年度である今年度の状況としては、費用対効果の検証や取組を行っておりません。 以上です。
	11番 (平野敏彦君)	11番。 初年度やっていないということでありますけれども、そうすると、今年、来年でこの計画が終わるわけです。せっかくなつくって、初年度は何もやらない。3年計画で、1年はもう取組をしていないということになるわけですね。本当にこれでいいのかなというのが、本当に何のためにこの計画つくったのかというのは、私は疑問を持ちますよ。3年しかないのに、全然取組をしない。残りの2年間でやって、どう生かしていくのか、私は本当にこの辺は疑問を感じます。 全くね、積極的にこの計画を立てる時点で初年度はこうやります、2年度はこうやります、3年度はこうやりますという具体案がちゃんとあって、この適正化計画というのはできていると私は思ったんですけれども、まあ、できていない。やっていなければ、質問のしようありませんよ。 次、続いて、3番目に入らせていただきます。 職員提案による業務改善の継続とBPRの推進の中で、職員の提案方式による業務改善を継続とあります。職員の提案件数と提案内容について。また、BPRというのはビジネスプロセス・リエンジニアリングの略だそうですけれども、この推進と取組の状況についてお伺いいたします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 まず、職員提案制度に関する質問でありますけれども、この制度は、組織活性化と職員の意識改革を目的に、職員の自由な発想と創意工夫の下、業務改善に結びつけようという取組であり、従前から継続して年度ごとに実施してきております。 提案件数と提案内容について、ここ3年間の状況をお知らせしますと、令和4年度は2件、期日前投票所の他課職員導入、行政手続

質疑	松林議長	のオンライン化推進、令和5年度は4件で郵送料、紙代削減、相談記録を書かない窓口、無駄をなくそう料金受取人払い、返信用封筒、ジェンダー平等から人手不足を解消する。 今年度は1件で、地域おこし協力隊と自治体間交流を活用した将棋のまちづくり推進です。 次に、BPRの状況についてですが、BPRは定型業務の仕事の流れを見直し、効率化、最適化を図ろうというもので、計画初年度である今年度は、全庁的推進の下、取り組んでおりません。 以上です。
	11番 (平野敏彦君)	11番。 この件数を聞いてですね、私はもう落胆しました。 職員数、この計画でいきますと、少なくとも214名職員がいるわけで、令和4年が2件、令和5年が4件、令和6年にあつては1件、ほとんどこの仕事に対する職員の取り組む姿勢。それから、その職員を提案してやろうというふうな意欲を植え付けさせる管理職、この部分というのはどうなんですか。町長から指示があつた、こういう計画がちゃんとある中で、私はね、補佐をする管理職が職員にどう説明しているか、私は聞きたいですよ。ただ紙が来たから回して、出す、出さないは別。少なくとも担当している部署の半分以上はね、やっぱりそういう思いをしている、自分が仕事している思いをちゃんとこう改善したいとか、こういうもののために町民に改善したらよくなるという思いを持っている職員というのは、ほとんどいないんじゃないですか。町長どう思います。これは、私は本当に大変な問題だと思いますよ。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	大変、耳も脳も痛いし、頭も痛くなるような、当たり前の提案をしていただきまして、ありがとうございます。 私も常日頃から言っているつもりですけども、なかなか説得してくれない、説得してくれないじゃなくて、受けてくれない。この中にもですね、何件かありますけれども、1人の人が毎年提案している人もいますよ。3年なら、3年ね。ですから、延べ人数で

質疑		はこうですけれども、正人数にすればまだまだ少ない。本当に私は常に情けないな、これしかないのかと言うんですけれども、今のところ、まだそこまで説得できないし、教育できていけませんので、力不足だと思っておわび申し上げます。これから少し気をつけて、もう少し頑張りますので、よろしくお願いします。
	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	本当にね、町長の思いも私と同じだなということを確認できました。 少なくとも、この議場に出席、参加している管理職については、今、私の思い、それから町長の思いをちゃんと刻んでですね、新年度から少なくとも一桁台じゃなくて、二桁台以上の職員の活性化を図って、提案制度を生かしていくということを期待をして、私の質問を終わります。 ありがとうございました。
質疑	松林議長	まだ、もう1点ありますけれども、それは削除ですか。
	11番 (平野敏彦君)	もう1点あった。もう時間だから、いい、もう。 すみません。議長、ありがとうございます。
	松林議長	これで11番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。 暫時休憩いたします。3時35分まで休憩いたします。 (休憩 午後 3時19分)
質疑	松林議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後 3時35分)
	松林議長	ここで時間延長をします。 引き続き一般質問を行います。 6席2番、大浦陽子議員の一般質問を許します。2番、大浦陽子議員。
	2番	先ほど、議長から何時間でもいいというお許しが出ましたが、時

質疑	(大浦陽子君)	間内で終わるよう始めさせていただきます。
	松林議長	何時間でもいい、やってちょうだい。
	2 番 (大浦陽子君)	6 席 2 番、大浦陽子です。 通告書に従い、一問一等方式にて一般質問を始めさせていただきます。 真摯なるご答弁、よろしくお願いいたします。 1、二十歳の記念式典について。 (1) 百石高校の食物調理科の生徒が、地元の方に食事披露やサービスを提供できるよい行事となっています。ほかの市町村にはない、おいらせ町独自の二十歳の記念式典で、二十歳の方にとって心に残るお祝いだと感じます。現在行われている式典や祝賀会はいつ頃からこの形式となったのか、また、記念品においては集合写真となっているようですが、参加されない二十歳の方の記念品も同様のものになっているのか、お伺いいたします。
答弁	松林議長	教育長。
	教育委員会教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 1 点目の青森県立百石高等学校食物調理科生徒によるビュッフェスタイルの料理提供については、旧百石町時代に遡りますが、平成 15 年度から実施されております。その後、おいらせ町誕生後、最初の式典は旧下田、旧百石町、それぞれの方式対象者で別々に実施され、平成 20 年 1 月に開催された平成 19 年度の成人式から一本化され、現在の方式で継続されております。 2 点目の記念品についてですが、参加されない二十歳の方へは何も差し上げていないのが現状であります。 以上であります。
	松林議長	2 番。
質疑	2 番 (大浦陽子君)	ありがとうございます。 先日の青森県高校入試選抜が行われましたが、百石高校食物調理科は募集人員 40 名に対し、出願数 17 名と新聞報道で拝見しまし

		た。このまま入学者数が減少していけば、祝賀会の継続は難しくなるかと懸念しますが、当町として、今後、入学希望が増えるための施策や支援、また、祝賀会の今後の対応や方向性のお考えがあれば伺います。 また、不参加者への記念品が何もないのはなぜか、今後も参加者だけに限定したお祝いとするのか。 この2点伺います。
答弁	松林議長 教育委員会教育長 (松林義一君)	教育長。 高等学校の支援については、後で政策のほうでちょっと触れていただくようお願いいたします。 まず、このままの傾向が続くと、この料理が提供できるかということについてでまずお話をいたしますが、現時点でお話できることは、何とかこれを継続していきたいという思いは持っております。 ただ、これは高校側のほうの事情を考えると、この料理を作ってくれる生徒が確実に減るということになりますので、このまま継続できるかどうかについては、令和7年度の状況を見ながら、高校とまたいろいろ相談をすることになります。少なくとももう1年、もう1回は何とかやっていただくように、今、高校とやり取りしているところであります。この先はまだこれから高校と相談をして、こちらとしては幾らでも、何とか継続していきたいという気持ちもあります。 それから、2つ目のその記念品については、今のところ、その新たな記念品も含めてですが、これ以上のことはちょっと今考えてはおりません。 それから、倍率等についての絡む支援策については、政策のほうでちょっと触れていただければ、申し訳ありませんが。
答弁	松林議長 政策推進課長 (田中貴重君)	政策推進課長。 それでは、大浦陽子議員の質問にお答えします。 百石高校への支援ということですが、今、百石高校に対しては、皆さんが知ってのとおり高校の再編ということで、地元に高校がなくならないようにということで、令和元年11月に百石高校

質疑		の支援方針ということを決めまして、現在、学力の向上支援と、スキルアップの支援と、あとキャリア教育支援という、3つ行っております。 ただ、主に普通科に対する支援ということでありますけれども、その中に食物調理科には家庭科技術検定ということも、そういう検定を受けられるんですが、主に普通科を対象にした支援だと認識しておりますが、今後も見直して考えていかなければいけない支援だろうと思っております。 以上です。
	松林議長	2 番。
質疑	2 番 (大浦陽子君)	ありがとうございました。 ちょっと次の質問へ進みます。 (2) 式典や祝賀会では、障害者の参列が見られないようですが、集合写真や祝賀会も学区ごとに分かれていて、参加しづらい状況だと感じます。 最近では日程や時間帯を工夫し、障害のある二十歳の方が大人になったことを感じる場、また保護者には障害者の子供の成長を祝う機会を提供する場として、ほかの市町村では障害者の二十歳の方をお祝いする式典が増えてきています。 当町の障がい者基本計画、第2章施策の展開、基本目標2では「社会参加を促進する支援の充実」とありますように、今後、当町の障害のある二十歳の方としてのお祝いについて、お考えをお伺いします。
	松林議長	教育長。
答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 ご質問の障害がある二十歳の方へのお祝いについてですが、当町では希望する場合に限りませんが、式典の翌日、自宅訪問によるお祝いを実施しております。 また、二十歳の記念式典について対象者へ案内する際に、式典に参加される方で障害があり、手話通訳や介助が必要な場合は事前にご連絡いただくように追記し、ニーズに応じて配慮するよう努めて

質疑	松林議長	おるところであります。 以上であります。 2 番。
	2 番 (大浦陽子君)	では、対象者への案内はいつ頃行うのか、自宅への訪問のお祝い はどなたが行ってお祝いをするのか、この 2 点お伺いします。
	松林議長	教育長。
答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	後半のことについて、お話をいたします。前半は、課長からちょ っと伝えます。 今まで訪問したのは、教育長として私が訪問をして、お祝いの言 葉を申し上げさせていただいております。今までは 3 件ほどありま した。 前半については、課長から。
	松林議長	社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課 長 (三村俊介君)	それでは、お答えします。 まず、案内の前に事前にホームページで式典の概要を、教育委員 会で決定した上でホームページで掲載、あるいは広報にも掲載して、 場所、日程等をお知らせします。その後、対象者をこちらのほうで 抽出しまして、11 月ぐらいに、11 月末ぐらいですか、そのぐら いに案内して、それは文書で案内するわけですが、通知して 出欠を確認するといった内容、流れになっております。 以上です。
質疑	松林議長	2 番。
	2 番 (大浦陽子君)	先ほど、障害者の参加には事前に手話通訳や介助など、必要に応 じて配慮と言いましたが、行政側の支援では対象者が参加する決断 にはちょっとならないのかなと私は考えます。配慮するのであれば、 日程や時間帯を工夫して、対象者が利用している事業所や支援者な どもご協力いただき、参加できる体制を整える準備が必要ではない

答弁		のかと考えます。 私がちょっと調べたところによると、こういうネットニュースとかで、北九州では19歳から30歳までの成人式を行えなかった方たちが、成人式を昨年3月にできたという記事がありました。 もう一つは、仙台で1人の障害者の成人式を祝う式典というのがありまして、こういうのは行政が支援はするんですが、事業所が主体となって行っているような内容の記事でした。 こういうことから、やっぱりネットニュースになると、町のPRにもなって、今後、何かおいらせ町はこういう福祉活動もしているんだと、いろんな、それこそふるさと納税で福祉のほうを支援しようとかというPRにもなるのではないかと私なりに考えていますので、今後、何か通常の式典に参加できない方への今後の工夫を検討していただきたいと考えております。
	松林議長	社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	今、ご質問、ご提言のありました件ですけれども、我々も県内の市町村の状況ですとか、確認したところです。県内の市町村を確認したところ、障害者を特別抽出して案内して、式典をやっている市町村はないという結論でした。 ただ、八戸市さんとか、三沢市さんは手話通訳つけたりとか、これはもう常につけて、案内したりとかというのはしています。 それ以外に県外でもですね、障害者対象にしてやっているところを見ますと、やはり障害者の団体とか、親の会とか、そういった団体がやっているというのが何件か見られました。 ですけれども、町のほうとしても対応としては、障害者の方に来ていただいた場合は、答弁もしましたけれども、車椅子なり、必要によっては手話の部分ですとか、そういったニーズに応じて対応していくというのは変わりません。 また、今回ご提言いただいたということで、いろんな会議体、社会教育委員の会議等ですとか、いろいろありますので、そちらでもちょっと情報提供して、今後どうするか検討していきたいと思っております。
	松林議長	2番。

質疑	2 番 (大浦陽子君)	すみません。一つ最後に、八戸市は午前中が二十歳の方で、午後は障害のある方と分かれています。私の知り合いの子供とか、午後からの参加でしたので、それは補足しておきます。 次の質問へ進みます。 2、今後の福祉サービスと施設活用について。 (1) 社会福祉協議会が今年いっぱいデイサービス、居宅介護支援事業を終了すると伺いました。現在、いきいき館は社会福祉協議会が事務所等を使用し、同時に管理も行っていましたが、建物が町民課と介護福祉課と、課をまたいで申請となり、減免の事由も申請課によって曖昧で、利用希望にあっても借りづらい状況です。 管理する窓口を統一し、施設利用に対する減免審査も再度見直す考えはないのか。また、今後、行政としてどのように施設を活用、運営する予定なのか、お伺いします。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 現在、いきいき館の施設利用申込みは、利用する箇所によって申請する課が異なりますが、利用者の立場からすると分かりにくいと思われますので、申請する課は1つにまとめる方向で検討していきたいと考えております。 施設利用と減免基準につきましては、令和6年度から令和8年度までは現行の取扱いを継続することになっています。公共施設利用料については、今後、利用状況等を見ながら、減免等を含め見直す予定となっております。 また、社会福祉協議会デイサービスセンター事業閉鎖後の設備使用については、現在の計画では、令和7年度中に施設本体や施設の老朽状況を勘案しつつ、福祉関係者や各課の意見を踏まえ、今後の方向性を決めたいと考えております。 以上です。
質疑	2 番	2 番。
		分かりました。

質疑	(大浦陽子君)	今後もいきいき館の管理は社協が行うのか。また、社協側から空調の故障など、設備等の整備が行き届いていない状況で、利用料の徴収や、土日、祝日社協が休みだから使用不可などがないよう、今後、管理運営を検討していただきたい。いきいき館が今後も町民が集まり、利活用できる環境整備をお願いします。
	松林議長	答弁ですか。
	2 番 (大浦陽子君)	大丈夫です。 お願いして、次に進みます。 (2) 社会福祉協議会のデイサービス等の業務終了や町内の事業所の閉業で、何名の方が現在の事業所での利用ができなくなるのか。社協での主なサービスは入浴介助を利用されていた利用者が多かったと思いますが、サービスに途切れることなく、次の事業所の利用は可能となるのか。 また、当町として、新規支援事業サービスとして訪問入浴支援を委託などで進める考えはないのかも、併せてお伺いいたします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 社会福祉協議会のデイサービス利用者は、令和7年2月末現在では42名おり、入院等の場合を除き、他事業所、デイサービスへ全て移行できると聞いております。 また、介護保険事業における訪問入浴介護事業の委託については、町内では1事業所が実施しているため、現時点では考えておりません。 以上です。
	松林議長	2 番。
質疑	2 番 (大浦陽子君)	社協のデイサービスは、家族から最後まで利用希望をされているという話はちょっと聞いていたんですが、全ての利用者さんが移行できるということに安心しました。 また、何か閉業した事業所があるという話があったのですが、そ

答弁		ちらのほうはちょっと今回の答弁に今なかったように感じましたが、その利用者はどうなったのか。 あと、確認ですが、先ほど1事業所あると言っていたんですが、その1事業所は差し支えなければ事業所名教えていただければと、この2つ伺います。
	松林議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	ただいまの議員の質問にお答えいたします。 1つ目がデイサービス事業、もう一つ、閉業になったところがございます。 それは、二川目にありましたデイサービスセンターわっしょいさんというところになっております。こちらの事業所は、令和7年1月末で事業閉鎖となっているところです。こちらの事業所についてはもう閉業してしまっているのですが、確実にちょっと確認は取れてはいない部分があるんですけども、こちらのちょっと資料で分かる部分でいきますと、令和6年10月末現在で5人程度利用者がいるのが確認できました。いずれの場合も、他事業所のデイサービスセンターへ移行が完了していると伺っているところです。 それから、もう一つですね、町内で訪問入浴介護事業の町内で1事業所があるとお話しておりますが、ちらのほうは社会福祉法人奥入瀬会百石荘になっております。 以上になります。
質疑	松林議長	2番。
	2番 (大浦陽子君)	百石荘の入浴サービス、何か行っていないという話を聞いているんですが、それは現在も継続して行っているのか、確認ですが、行っているのでしょうか。
答弁	松林議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	ただいまの質問にお答えいたします。 ちょっとどういう形、一応介護保険事業の訪問入浴サービスということでお話をさせていただきますと、そちらの事業については訪

質疑		問入浴車で自宅を訪問して、訪問入浴をさせる事業となっているところ。そちらの事業については、今現在継続していると伺っているところ。 以上になります。
	松林議長	2 番。
	2 番 (大浦陽子君)	では、このおいらせ町介護保険のこのホームページから私取りましたが、この「介護サービスを上手に利用して要介護度の改善自立を努めましょう」の下のところ、介護予防サービスで、介護予防訪問入浴介護の中に「浴槽を積んだ入浴車で介護予防を目的とした入浴サービスを行います」とついています。これは、浴槽を積んだ入浴車ではないという認識でよろしいですか。
答弁	松林議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	訪問入浴の種類になるかと思います。いろいろな様々なサービスの形態がございます。百石荘で実施しているのは、今現在確認しているところだと、車のほうに入浴のバスタブ、簡易バスタブがついているものがありまして、その車を行きまして、その車の中で入浴サービスを提供するという形のものです。 それから、今お話しされたものは、もしかしたらちょっとすみません、ホームページ全部覚えていないというのものもあるんですけども、訪問もしくは、あと簡単なバスタブを、移動式のバスタブを車のほうにつけて、そのバスタブを自宅に持っていくというサービスも、もう一つ存在するところであります。 ただ、ちょっとそちらのほうについては、今、確かに議員おっしゃるとおり、ちょっと百石荘でやっているかどうかはちょっと確認はしていないところです。 以上であります。
	松林議長	2 番。
質疑	2 番 (大浦陽子君)	では、ちょっともう次の質問と重複するので、先に進んで、次でちょっとまた聞いていきます。

答弁	松林議長	(3) 社会福祉協議会のデイサービス等、その他の事業所の閉業は、当町にとって、とても大きな損失だと感じます。過去の答弁で社協は半民半官だとおっしゃっていましたが、半官としてどのような支援で十分であったのか。また、要介護の認定が地域で異なるなど、自治体独自の判断理由で公正な認定を受けられていないのではないか。現実には様々な方から、おいらせ町の介護認定は厳しいと聞くことがあります。事業所の利用者減少には、当町の介護認定の不公平が問題ではないのか、お考えをお伺いいたします。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 社会福祉協議会のデイサービス等の介護事業につきましては、社会福祉協議会の他福祉事業と切り離して考えなければなりません。 介護事業については、介護保険制度上のルールの下で運営され、民間の介護事業者と同様に、利用者の募集から事業運営、経営面に至る事項まで、介護事業者自らの責任で完結しています。よって、介護福祉協議会の介護事業に関しては町の個別支援ができませんので、ご理解をお願いします。 また、町の要介護認定は厳しいとのご質問ですが、国が示した全国統一基準に基づき、適切に要介護認定事務を進めております。 なお、利用者数が減少している理由には、独り暮らし高齢者の増加等を背景に、在宅で受けられる介護サービスよりも、介護つき有料老人ホーム等の入所系サービス利用希望者が多くなりつつある傾向があるためと分析しております。 以上です。
質疑	松林議長	2 番。
	2 番 (大浦陽子君)	今回、社協のデイサービスを利用されている方から、何とか利用を継続できないのかとお話を聞く中で、直接社会福祉協議会よりお話を聞く機会がありました。行政支援は受けられないのかと聞いたところ、独立採算制のため、支援は行っていない。 私は、資金面の事業支援だけではないと考えています。社協は半民半官と、はっきり議場で介護福祉課長はおっしゃっていました。

答弁	松林議長 介護福祉課長 (澤頭則光君)	いきいき館を使用させる代わりに、管理等を社協に任せ、社協が休みだから、いきいき館は利用できませんのように、私からしたら都合よく社協を利用していただけに思います。 高齢化社会で民間の事業所が、特に入所できる事業所が増える中、社協の事業サービスは厳しい運営状況であったと察します。行政として事業改善案などの提案がなぜ行われなかったのか、お聞きしたい。 また、先ほどルールに従ってと言いましたが、国の示した全国統一基準ですが、私、見させてもらいました。これを見ると、本当にざっくりしているんだなって。何か麻痺等の有無についてあるのか、麻痺がなければ、もうそれでないとなると、結局介護度は下がりますよね。そういう、おいらせ町は認定する側が、聞き取りする側がこの調査資料に沿って厳しく評価しているのではないかと私は考えます。 なお、おいらせ町も二次判定を八戸地域広域市町村圏事務組合介護認定審査会に依頼されていますよね。 私のもう一つの資料によると、全国一律の判定は99%の自治体に変更して、二次判定を取り入れているとあります。 先ほどの答弁ですと、何か当町は一次判定を行っているようなニュアンスに聞こえましたけれども、結局99%の自治体に変更しているのに、それではおいらせ町がその1%の全国統一基準を採用しているという認識でよろしいでしょうか。 この2点、改めてお伺いします。 介護福祉課長。 ただいまの議員の質問にお答えいたします。 社会福祉協議会がまず行うデイサービス事業に関して、改善を示せないのかというお話であります。 基本的には町長答弁にもあるとおり、事業の実施主体は社会福祉協議会のデイサービスセンターになります。これについては、ほかの事業所と全く同じ扱いをしなければならないことになっていますので、その辺はご理解いただきたいと思います。なので、ちょっとその辺の改善案等については関与できないという形になります。 すみません、半民半官と話をしたところです。すみません、その
-----------	---------------------------------------	--

	松林議長	辺については多少ちょっと言葉が、説明が至らない、そこら辺まで細かくちょっと説明しなかったのは申し訳なくおりますが、あくまで介護事業部門については独立採算制、先ほども社協から聞いたとおりでございます。 それから、介護認定のほうの厳しいかということでのご質問になります。 当町につきましては、全くまず介護認定の調査ということで調査等意見書、医師の意見書を頂くということで、それが一次調査、一次判定ということで実施しており、それも全国の統一した内容で実施しております。 認定調査の部分になりますが、調査項目、先ほどもおっしゃられたとおりです。麻痺があるために一個一個ですね、例えば座位が保てないとか、歩けないとか、そういう項目一つ一つ調査していくものであります。 ただ、これについては調査を実施している者になりますが、町の職員と町内の介護事業所に勤めているケアマネージャーにも委託を実施しているものです。この方々たちについては、当然、県の研修会を受けておりまして、さらに統一したマニュアルを配付して、そのマニュアルに基づいて調査を行うようお願いしているところです。 一応その二次審査、議員おっしゃるとおり、八戸広域で、当町については広域で行っているところですが、ちょっと1%、おいらせ町は1%という表現がちょっと分からなかったんですけども、通常、大概八戸広域の状況を見ますと、ほとんど一次調査との状況がそれほど変わることがないと認識しているところです。 二次調査のその八戸広域では、認定調査員の調査結果と医師の意見書の状況もしっかり勘案されているところです。医師の意見書には、当然、その麻痺の状況とかも記されています。認知症の状況も記されています。それと認定調査票の内容を照らし合わせて、しっかり最終の認定結果が出る形になっておりますので、当町だけがちょっと違う方式でやっているということではありませんので、ご理解いただきたいなと思います。 2 番。
--	-------------	--

質疑	2 番 (大浦陽子君)	先ほどの課長の答弁だと、ちょっとつじつまが合わないなと思って聞いているところがありました。 社協のサービスを利用されていた方は軽度な介護が必要な、介護支援の低い区分の人だと認識しています。民間の事業所へ移行難しいのではないですかと、私、社協の方に聞いたら、何と介護度を見直せばいいって、介護福祉課で言われたって。それって、自分たちの自治体独自の裁量によって、介護度を変えているということではないのでしょうか。そのことを改めてお伺いします。
	松林議長	介護福祉課長。
答弁	介護福祉課長 (澤頭則光君)	ただいまの質問にお答えいたします。 ちょっとその実態については、私はちょっと把握はしていない状況です。 ただし、ちょっと考えられることといたしましては、今現在のそのご本人のお体の状況が少し低下しているということが、もしかしたらあるのかなと想定はしているところですが、すみません、その実態についてはちょっと今現在把握しておりませんでしたので、ちょっと社会福祉協議会からちょっと確認して、どういう方だったのかはちょっと調査していきたいなと考えております。 以上であります。
	松林議長	2 番。
質疑	2 番 (大浦陽子君)	介護度の見直しを介護福祉課がそのように話をして、全て移行ができたんだって私の中で認識しましたので、もうその辺は社協に確認しなくても大丈夫です。 では、25分残りましたが、長くなっているんですけども、社会福祉協議会のデイサービスと立ち上げから運営まで尽力されてきた方に敬意を表して、私の一般質問を終わります。 ありがとうございました。
	松林議長	これで2番、大浦陽子議員の一般質問は終わります。
日程終了の	松林議長	これで、本日の日程は全て終了いたしました。

告知		以上で本日の会議を閉じます。
次回日程の 報告	松林議長	明後日１１日は午前１０時から本会議を開き、議案審議を行います。
散会宣告	松林議長	本日は、これで散会いたします。 大変ご苦労さまでございました。 (散会時刻 午後 ４時１１分)
	事務局長 (佐々木拓仁君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 7 年 5 月 22 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 西 館 芳 信

署名議員 川 口 弘 治